

### 第3回 上福岡市・大井町法定合併協議会

平成16年12月20日(月曜日)

午後2時開会

上福岡市フクトピア 2階 多目的ホール

事務局

それでは、皆様、大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから上福岡市・大井町法定合併協議会の第3回会議を開催いたします。

ここで欠席委員のご報告を申し上げます。4号委員の篠崎孝夫様から、公務都合のため、本日ご欠席の連絡がございました。ご報告申し上げます。

また、本日は、一般の傍聴の方、報道関係者、そして行政の関係者が入場しておりますので、委員の皆様におかれましてはご了承いただきたいと思っております。

それでは、開会に当たりまして、本合併協議会の会長であります武藤上福岡市長の方からごあいさつをお願いいたします。

会長

それでは、皆さん、こんにちは。武藤でございます。

さて、年の瀬も押し迫りまして、皆様には何かとお忙しいと思いますが、大勢の方々のご参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

本協議会も今回で3回目を迎えました。おかげさまで協議内容もかなり整ってまいりました。今回ご提案させていただきました案件につきましては、任意協議会での協議結果を踏まえまして、確認的に協議願うものと、この法定協議会に至って初めて協議願うものとがあります。いずれにいたしましても、今回の協議が整いますと、協議の全容と新市の骨格が見えてくるかなと思っております。時間的な限りもありますが、よろしくご協議をくださいますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

事務局

ありがとうございました。

ここで、議事に入ります前に、まず資料の方の確認をさせていただきます。本日の資料につきましては、委員の皆様方におかれましては、事前に配付いたしました第3回の会議資料、こちらの方がまずメインの資料でございます。そのほか、今日お配りしました、机の上に配付させていただきましたが、財政計画、それからもう一つは、埼玉県事業の位置図というマップでございますが、この3点が本日の資料となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで1点、またお願いがございます。マイクの使用の件でございますが、前回もお願いしたところでございますが、恐縮でございます、発言いただく際にご自分の方にマイクを向けていただきましてご発言の方をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会の規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

会長（議長） それでは、議事に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。

委員の皆さんには大変お忙しい中ご出席をいただいておりますので、会議につきましては建設的なご意見をいただきながら、効率的に進行していきたいと思っております。

また、これまでと同様、質問につきましては、お一人3回、そして一応予定といたしましては4時30分ぐらいまでの終了を予定しております。ぜひ皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速会議を進めたいと思っております。

まず、ただいまの出席委員は25名でございます。会議の定足数に達しておりますので、規約第10条第1項の規定により本日の会議が成立しますことをご報告させていただきます。

ここで、本日の予定の議事に入ります前に皆様方にお諮りをしたいと思っております。先般の第2回の会議の際に、お二人の委員さんから資料の提出要請がありました。内容は、まず山川委員から、1として両市町別の年齢別職員配置状況、2番目として両市町の人件費、3番目、土地開発公社の基金残高及び地方債残高について、また塚越委員から、平成16年度補正予算までを含めた基金残高と地方債等についてであります。いずれの資料も、これに係る協議事項は既に前回の会議で協議決定しているところでありますが、協議会としてこれらの資料が必要かどうか、お諮りをいたします。

資料が必要であるとのご意見の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

会長（議長） 挙手少数であります。

それでは、お諮りいたしました協議資料については、協議会としては必要ないものと認め、資料の提出は要請しないことに決定いたしました。

それでは、本題に入ってまいりたいと思っております。

なお、本日の議事につきましては、あらかじめ配付しております第3回会議資料の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

〔「議長」と言う人あり〕

会長（議長） 山川委員。

山川委員 今の資料の提出について、ここで必要かどうかということをとられたようですけれども、これは第2回の際に必要だということで要求をしてありますので、ここで決をとるといのはおかしいと思うのです。もしあれでしたら、第2回でとるべきことで、今第3回になってからこういうことを言われても大変困るし、民主的ではないと思います。それが一つです。

それから、二つ目なのですが、建設計画、財政計画の前に、1市1町、大井町、上福岡市の第三次総合振興計画といいますが、まちづくり計画を提示していただく約束になっておりました。第1回でも第2回でも要求をしたと思いますが、これが今提出をされておられません。そうしますと大変審議に困ると思うので、事務局は第3回でお出しするというふうに議事録にあると思いますので、確認をしていただきたいと思います。

会長（議長） ただいま私の方で申し上げましたのは、協議事項は、前回の会議において協議決定しているところではありますが、要求資料は一応協議会にお諮りして、それで要らないということであれば、それは要請をしないということ決定しましたと、こういう説明を申し上げてありますので、誤解のないようお願いをいたします。

会長（議長） 事務局。

事務局 資料の提出の件でございますが、前回こちらの方で提出要求があった際にご答弁させていただきました内容は、幹事会等の中でお諮りして、その中で決めさせていただくというふうなご答弁をさせていただいております。そこで、私ども幹事会を開催した結果、基本的にはやはり協議会の中で決めていただきたいと、そういうふうな形で結論が出ましたので、本日この場でお諮りさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 総合計画の方はそういうふうにお答えになっていないのです。これ

は、先ほど言われた年齢別とか土地開発公社の問題とかだというふう  
に思いますが、総合計画については、それぞれのまちのを出してくだ  
さるということ、第1回でも第2回でも確認したと思いますが、こ  
れは出していただかなければ建設計画や財政計画というのは審議を  
できないのです。ですから、そういう意味で出してくださいというこ  
とで、お出ししますということ、第1回ではっきり言われているので  
す。第3回でとおっしゃっていました。ちょっともう一回議事録を見  
ていただいて、録音などありますでしょうか、それを聞いていただ  
いて、それで出していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 事務局の記録の中では、出すということは一切申し上げておりませ  
んの、よろしく願いいたします。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 出すということはということですが、1市1町が合併しよう  
とするときに、その協議の大もとであります上福岡市のまちづくり、  
大井町のまちづくりを基礎に建設計画や財政計画、そして新市建設計  
画を立てるというふうには標榜しているわけです。それなのに、委員に  
上福岡市、大井町の総合計画を出さないというのはおかしいのではな  
いのですか。

会長（議長） 質問者に申し上げます。先ほども申し上げましたように、この法定  
協議会においてそれを決定するというので今決定をさせていただきました  
ので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、最初に協議事項1の新市建設計画について協議します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、協議事項1番、新市建設計画の作成ということでご説明  
をさせていただきます。

前回の会議で、第1章から第3章までにつきましてご協議のほどを  
いただきまして、字句の誤りですとか、委員さんからご指摘があった  
部分ございましたので、修正しましたものを、本日、第1章から第3  
章、あわせてご提示をさせていただきました。それで、本日は第4章、  
第5章ということでご協議いただきますので、よろしく願いいたし  
ます。なお、第6章につきましては財政計画ということで、本日の協  
議事項の2番になります。

それでは、18、19ページの方をごらんください。任意合併協議会

で作成いただきましたまちづくりビジョンに基づきまして、委員の皆様からご提案いただきましたものに沿って掲載させていただきます。

第4章、建設計画としまして、1番は新市の施策になります。まず、新市の一体性の速やかな確立と地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図るため、新市建設計画の基本方針に基づき、施策の体系に沿って計画的な整備を推進します。ということで、施策の体系を図解して表示させていただきました。

まず、1番としますと、環境にやさしい安全・安心なまちづくりということで、自然、まちづくりの分野を、2番としまして、夢のある心豊かなまちづくりとして、教育、文化の分野、3番としまして、個性輝く活力あるまちづくりとして、暮らしの分野、そして右側の方のページになりますが、4番、生涯安心して暮らせる福祉のまちづくりということで、健康、福祉の分野、そして5番としまして、スリムで効率的な協働のまちづくりとして、行財政、コミュニティの分野ということで、五つの基本方針に基づきまして、それぞれ右側に丸印でしてあります36項目を掲げております。

次のページをごらんいただきますと、20ページからが個々の内容になっております。まず、自然、まちづくりの分野として、環境にやさしい安全・安心なまちづくりです。計画的で適正な土地利用に基づき、バランスの取れた住環境の整備に努めます。また、地球環境の保護と快適な生活をめざし、再資源化の促進と再利用、環境美化施策の展開と施設の整備を行います。そして、住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯推進体制を確立し、「安全・安心」という視点に立ったまちづくりを実現します。以下は施策の概要ということで、個別の内容を掲載しております。

22ページをごらんください。ここには、それぞれの施策項目ごとに主要事業を掲げてございます。この主要事業につきましては、前段の施策の概要を項目ごとに事業としましてくりましたものでございます。この主要事業につきましては、前段にありました個々の文章について、事業として当てはめたものです。

そして、次の23ページからは、夢のある心豊かなまちづくりということで、教育、文化の分野になります。すべての住民が生涯にわたって生きがいを見つけ、創造性を見いだせるよう、生涯学習や学校教育、青少年教育の充実とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。特に、将来を担う子どもたちや青少年に夢を与える教育環境を整え、地域とのネットワークづくりを進めて心豊かなまちづくりを実現します。以下、25ページまでが施策の概要になりまして、26ページをごらんいただきますと、個々の主要事業ということで掲載してございます。

次の27ページからは、暮らしの分野としまして、個性輝く活力ある

まちづくりになります。新しいまちに若い世代が集まることによって、まちは活性化され、まちに子どもたちの声があふれます。そして、若い世代を中心に広がったコミュニティは、商店街や地元産業を活性化に導く原点です。農業や商業、工業それぞれの特性を生かした様々な施策を展開し、活力あるまちづくりを実現します。ということで、以下、施策の概要を記載しております、30ページに主要事業ということでまとめてございます。

31ページからが健康、福祉の分野ということで、生涯安心して暮らせる福祉のまちづくりになります。施策の方向性は、少子高齢化問題に歯止めをかけるため、様々な施策の展開と施設整備を行い、赤ちゃんからお年寄りまで、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現します。そして、魅力あるまちとして情報を発信し、若い世代の人口流入を促します。以下34ページまでにその内容を記載しております。

最後に、35ページからがスリムで効率的な協働のまちづくりとして、行財政、コミュニティの分野になります。地方分権時代にふさわしい、自立力のある市となるために、税財源の確保など自主財源の拡充を図り、計画的で健全な財政運営を推進します。また、透明性の高い行政運営を推進するとともに、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりをめざします。

37ページを開いていただきますと、ただいまの内容の主要事業ということで掲載をしております。

38ページをごらんください。ここからが新市における埼玉県事業の推進になります。

大変恐縮ですが、このページの訂正がございました。まず、下から4行目を見ていただきますと、「三富農業の振興」というところが重複しておりますので、一方を削除をお願いいたします。そして、その後の「歴史・文化の発信」となっていますが、「歴史・文化の発信」ですので、申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

ここでは、両市町から要望のありました埼玉県の事業につきまして、現在埼玉県と調整中ではありますが、おおむねここに記載しました事項について内諾を得られておりますので、本日提案をさせていただきました。

まず、としまして、幹線道路の整備促進及び安全で安心な道路環境づくりということで、県道路整備事業と県道橋梁架替事業として、県道さいたま・上福岡・所沢線。本日資料として地図の方をお配りしておりますので、こちらを一緒にごらんいただければと思いますが、位置的には県道さいたま・上福岡・所沢線、これは上福岡市の市役所前から亀久保の交差点を通りまして関越道の方に向かう道路のことでございます。そして、もう一本、県道東大久保・大井線、これは川

越街道の亀久保小学校の入り口交差点から東上線を越えまして、上福岡のさぎの森小学校に向かう道路のことでございます。この2本の県道の優先度の高い区間の道路整備の促進、県道並木・川崎線の川崎地内での橋梁架替事業、これは図面ですと、ちょうど大宮・上福岡・所沢線を上の方に行っていただきますと、川崎橋とありますが、この橋のことになります。この橋梁の架替事業ということになります。

次に、としまして、みどり豊かな三富地域づくり事業です。対象地域としますと、大井町内の武蔵野、亀久保地域のおおむね関越道から狭山寄りの202.9ヘクタールが対象になっております。この地域につきましては、県、関係5市町村、構成団体は大井町と川越市、所沢市、狭山市、三芳町になりますが、それと農業者、地域住民、農協等の地元団体、学識経験者等で構成される三富地域づくり懇話会の提言に基づきまして、「緑豊かな環境の推進」、「三富農業の振興」、「歴史・文化の発信・承継」、「新しい地域づくりの推進」の施策実現に向け、行政と地域住民や地域団体等がそれぞれの役割を分担して、相互に連携し、一体となって地域づくりを進める取り組みを支援しますということで、新市におきます埼玉県事業につきましては、ただいま県と調整中ということでございます。

次の39ページになりますが、第5章、公共施設の適正配置と整備になります。公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、住民の利便性や財政事情などを考慮し、計画的な整備に努めます。また、既存の公共施設の有効利用と相互利用、維持管理方法などを総合的に勘案し、新市全体として地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に配慮した整備に努めます。さらに、IT技術を活用して各公共施設のネットワーク化を図ることによって、住民サービスの向上に努めます。

以上が、4章、5章の説明でございます。簡単ですが、説明の方、以上で終わらせていただきます。

会長（議長） 　ただいま協議事項1の新市建設計画（案）、第4章、第5章について、事務局から説明がございました。資料は18ページから39ページまででございます。

この案について、ご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員

ほかに手が挙がりませんので、最初に質問させていただきます。

新市建設計画、今回は総論編で、今回各論ということで協議なのですが、任意協のときにも申し上げたのですが、こういう行政計画をつくるときのつくり方として、今回は各論に入ってきているのですけれ

ども、大多数の住民が、どういう計画をつくろうとしているかという、その中身について知り得る状態と、また意見を言える状態、そういう住民参加の手法がとられないで本法定協議会だけで事実上つくっていくという。それも短期間にやるために、策定過程でのフィードバック手法などもとられないという、そういう流れの中で一定の制約性があると思うのですが、そういう制約性をこの策定過程の中でどのようにしてカバーしていくのか。委員からの意見が入ったというのは、それは当初の段階で入ったわけですが、任意協のときに。それは委員だけなので、一般の住民の方々との関係でどういうキャッチボールをしながらつくっていくのかということで、それは意見を出す方法は、手紙出したりいろいろあるでしょうけれども、何しろ全貌を正確に知っていくというのは、お便りというのはちょっと載っているのですけれども、それだけでは極めて不十分だと思うので、その状況の中でどんなような手法をカバーされているのかという点です。そこを1点目として、まちづくりの計画論、方法論としてお答えをいただきたいなと思います。それが1点目です。

それから、二つ目は、大井町議会のときにも質問として出したのですが、上福岡市と大井町とは東西に細長い行政区域が、さらに東西では若干かきぎますけれども、連なるということで、東西軸の都市構造をきちっと整備していかないことには、都市としての一体性を、合併しても事実上機能させられないという中で、今回は新市における県事業の推進というので、県道整備では少し気を使った表現をしていたように思いますが、いずれにしても、県道さいたま・上福岡・所沢線の役割は大変大きなものがあるし、この踏切の立体交差問題だとか、それから都市計画道路福岡線、これがはっきりしないままになってしまっているということですが、両市の合併をした場合のまちづくりの構想ですから、確かにさわりにくいのはわかるのですけれども、やはりこの法定協の責任として、これがどうかということ住民の皆さんにお諮りするときには、このネックになっている問題にどういう立場で当たっていくのかというところが、本計画の表現の中からは、はっきり見てとれません。都市計画道路の一般にとどまっていますし、また県道の整備についても部分的な対応の表現だけになっています。最大のネックになっている東西軸の構成について、どういう立場でこういう提案されているのか、そこのところをお尋ねしたいというふうに思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、1点目のご質問ですが、住民の意向はという、意向把握の手法はというご質問ですが、任意協議会から法定協議会になりまして、

委員さんをお願いしているところでございますが、それぞれの議会の代表の方ですとか、住民代表の方、委員さんとして加わっていただいておりますし、また2市2町のときの住民意向調査の結果で住民要望の高かったもの、そうしたものも含めて委員さんからご提案いただいておりますので、住民の方、直接アンケート調査とかは実施しておりませんが、委員さんの中で十分な議論をいただいているものと考えております。

そして、2点目、東西交通の軸の関係ですけれども、ただいま県の方との県事業、県道の整備ということで、その2本につきましては了解いただいておりますが、実際には新市におきまして県道整備事業、それも推進していただくようですし、都市計画道路整備事業、これにつきましては何本か手つかず残っているものもございますし、そうしたものも含めて、土地利用とか含めて都市計画マスタープランですとか、そういったものの整備方針とかを新市になりましてきちっと決めて、その都市計画道路の優先順位ですとか、そういったものも含めて協議されていくのだろうと考えております。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 把握としてはそのような把握の仕方をされてきたというのは、私も承知しているのです。それで、行政計画をつくるときには、把握して、それをまた返して、そしてまた受けてというキャッチボールが必要だと思うのですが、短期間でやると、そのキャッチボールがなかなか難しいという状況の中で、そこをどうカバーするかという点、そこを聞いているわけです。それ一つ目。

それから、東西軸の問題については、今のお答えは一般的なお答えなのです。これは、前も申し上げましたけれども、富士見都市計画と上福岡都市計画というのは、歴史的に別々にやってきていまして、それぞれが都市計画マスタープランつくっていますけれども、ほんの一部分を除いては、すり合わせ、整合性がないものになっています。そんな中で、この問題どうするかということについては、やっぱり都市計画道路一般論として考えることをしていると、大きなネックになってしまうのではないかなと思うし、都市としての一体性を形成させるといっても、では実際交通機能麻痺している東西方向の連絡をどうするかといったときは、この問題に対してのきちっとした考え方というのを示さないことには、その実現性が果たしてあるものなのか、ないものなのか。合併はしてみたところで、西は西、東は東ということで、現行という状態のままでは地域的な一体感というのはできないと思うのです。だから、やはりこの福岡線問題、これは一時は都市計画道路廃止するという動きまでありましたよね、昔。そんな話も聞こえて

きましたけれども。

それからまた、踏切の立体交差問題も、こっちが先行しないで、何か駅前道路に通過交通を流入させるという東西連絡の斜めの地下道みたいなもの、今進めているのですね。そういうものが根本的に解決ではなくて、当座の解決というふうにはしか見られないと思うのですが、どうも今の説明だと、東西に細長い行政区域の新しい市を設定するといったときには、やっぱり東西軸というのは大事なことから、そこをどうするということに対して、それが実現性が可能かどうか。できないならできない、できるならできる、そののところをきちっとした上でやっていかないと、あと財政計画にも連動してくる話なのです。これは膨大な投資量が必要になる話です。だから、夢を膨らませて期待するのはいいのだけれども、今まで最大のネックになっている問題をどう処理していくかということを示唆し得ないで、ただ漠然と、合併したらバラ色描けるのだというふうにするのは、やっぱり住民に対して不誠実な態度だと思うので、そのところどうするのか、はっきりとしていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 もう一度同じご質問されましたが、まず1点目の方、協議についてですが、2市2町の合併の協議につきましても、4年間、既に協議時間っております。その中で、確かに富士見市さん、三芳町さんは今回この協議に加わっておりませんが、その段階で4年間、協議会の回数にしますと30回から40回、それから専門部会にしますと、足しますと100回近い協議が進められておりますので、その中で協議は十分尽くされているというふうに認識しております。

2点目につきましてですが、具体的な都市計画道路の事業について明記した方が、それはよろしいのですが、それが新市になりまして、それが後の事業として財政計画なり何なり拘束することにもなりますので、それにつきましてですが、この後、議員さんの任期の問題とかも協議事項として上がってきますが、このまちづくりビジョン、任意協のときからつくって、法定協において新市建設計画つくっておりますが、議員さんが協議会の委員さんとして含まれておりますので、合併して、その辺の新市になりましての事業のチェックというのも、議員さんに大きい部分、重要な部分ゆだねられていくのかなというふうにご考えているところであります。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員

答えの方もよく意味がわかってきましたけれども、方法論としては、2市2町でもう十分やっているからいいのだと、要するにそういうことですね。でも、これは2市2町の合併というまちづくりと、上福岡市・大井町という合併でのまちづくりとは、やっぱりフレーム自体も違うわけだから、そこで十分というのは、これは理屈としては成り立たないのではないかなと思うのです。富士見市や三芳町というのは、上福岡市、大井町とはやっぱりかなり違う部分持っていますし、課題としても大分違うのではないですか。だから、そこでやっているから十分だというと、2市2町でやっている部分の上福岡市と大井町の部分だけを切り離して、これでございますというのは、まちづくり論としても、これは証明もできないし、構成もできないのではないかなと思うのです。そこがどんな議論があったのですか。

それから、東西軸の問題についても、これは新しくなってやってみなければわからぬというような答弁でしょう、今の答弁は。だけれども、私はやはり東西に細長い行政区域のまちを新しくつくるのだとするならば、それはそれとして、現在東西軸が麻痺状態にあるわけだから、そののところどうするのだということも、財政的なことも含めてやっぱり考えてみるということが住民にちゃんとわかってこそ、その合併が是か非かが判断できる基準ではないかなと思うのです。今までできていて、それが推進されているのだったらいいですけども、ネックになってつかえてしまって解決できていないわけです。これではだめですね。だから、確かに県道の方の川崎の方の橋の問題だとか、大井町の方の道の問題、それはそれで大事なのです。だけれども、一番大事なものは、東上線を挟むところが東西に機能していないわけです。そこをどうするのだと。そのところははっきりしないままいくということですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

先ほど申し上げましたが、具体的な事業出しというものは、任意協の段階で各委員さんからさまざまなご意見をいただきましたが、それを実際に法定協の新市建設計画の中で、例えばの話、福岡線を整備しますだとか何とかということになりますと、新市の事業ですとか、その財政的なものも含めまして拘束することになりますので、新市建設計画の中では、各委員さんからご意見いただきましたものも、具体性を出しておりません。そういたしますのは、それは新市になってからの基本構想をつくって、その事業の進捗に合わせて優先順位を決めて事業を進めるわけですから、ここでそれを拘束するような形での盛り込み方はできませんので、ご理解のほどいただきたいと思います。

会長（議長） 大石委員。

大石委員 建設計画に対しての考え方というものに対しての意見なのですが、私は法定協議会で建設計画というのは、ここまでが限界だろうというふうにとらえているのです。というのは、先ほどから事務局でお話があったように、2市2町の法定合併協議会、それからおのおの上福岡市、大井町での総合基本計画、それに基づいて計画的な行政が今までされてきたし、それからそのことは、いわゆる議会議決の基本構想に基づいて総合基本計画がつけられた。その中で住民参加を求めて、おのおの総合基本計画がつけられ、前期、後期という基本計画ですね。それでされてきている。今後についても、そのことがベースになってこの建設計画をつくるというのが、これはもう当然住民の皆さんとのお約束をしているわけですから、おのおのが。それは基本になるだろうというふうに思います。それが1点です。

そのことを踏まえた上で、建設計画をこの法定の協議会の中でやっていく。具体的なものについては、その建設計画に基づいて新市の議会が構成されます。その前に新市の市長さんが誕生する。そして、基本構想を出して、その中で新しい市民の方との話し合いがあったりなんかして、当然それは建設計画が土台にならなければいけませんけれども、具体的なものはそこからが発発ということになるのだろうと思うのです。都市計画のマスタープランも、お互いがそういうことで、住民との地域の問題とか何かで立ち上げてつくった。そのことが前提になって建設計画がつけられる。建設計画について、住民の方々がどなたも出ていないか。住民の代表の方々も出てこられた。そういうことで、法定協議会での協議については議決ではないですから、議会が構成されてやっているわけだから。法定協議会という協議会での協議については、ここまでが限界であろう、この建設計画が。したがって、私はこれでよろしいのではないかなというふうに認識をしているわけなのです。

以上でございます。

会長（議長） ほかにございますか。  
鈴木委員。

鈴木委員 大井町さんの総合計画とか資料としては出てきませんので、どうしてもわからないところが出ますので、質問させていただきます。

県事業の推進となっている、みどり豊かな三富地域づくり事業についてですが、関係5市町とあるのはどこか。

それから、これは大井町さんの地域にかかわる事業だと思うのですが、その地域はどの地域を指しているのか。さらに、同じくこのこと

が新市の事業計画、22ページにあります地域計画の中に入っているが、具体的にはどのような分担されるものなのかが1点。

2点目は、第5章の公共施設の適正配置と整備ですが、これは初めて耳にする文章ですので、でも言っている意味が全然わかりません。なくすと言っているのか、つくると言っているのか、整理すると言っているのか、これは全然わかりません。なくす予定なのか、つくる予定なのか、ふやす予定なのか。ここをちょっと、どういうふうにこれを考えていいのか。この文章から全く日本語として読み取れないのですけれども、意味を明確にさせていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 まず、三富地域づくり事業ですが、構成団体としますと、先ほど申し上げましたが、大井町、川越市、所沢市、狭山市、三芳町です。そして、地域としますと、先ほど位置図ということで埼玉県事業位置図、今日お配りしたこちらを見ていただきますと、この図面の中で、大きく大井町と書いてあるところの左側に関越道の走っていますところに緑のラインで点線が入っています。下の方からいきまして関越道くぐって上の方に結んでいますが、そこから左側が三富地域づくり事業ということで対象エリアになっています。

そして、次に、新市の事業ということでなぜ入っているのかということですが、これにつきましては関係5市町と県を含めてその三富地域づくり事業を推進するということになっておりますので、新市の事業ということの方にも、22ページの方にみどり豊かな三富地域づくり事業ということで、主要事業の中、入っております。

そして、もう一点、どういう内容を進めるのかということでございますが、これにつきましては38ページの新市における埼玉県事業の推進という中で、その中の というところでお示ししてありますので、そういうことになろうと思います。

それと、もう一点、公共施設の適正配置と整備、内容が全然わかりませんということなのですが、つくるのか、つくらないのかということですが、廃止する、つくる、それらを含めて適正に配置するということです。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。  
山川委員。

山川委員 部分的にまず伺います。  
建設計画の前に二つの1市1町の総合計画を出すという予定でした

けれども、出ていないわけですから、事務局はこういうものが出されないで新市建設計画がつくられると本当に判断しているのか。公務員ですよ、皆さん。公務員の方がきちんとした資料もなしに、協議会にこういうものを出して、それで出さなくてもいいというような、こういうことを決定するなんていうのは、公務員として私は本当にその任務というのを疑うのです。本当にひどいと思います。1市1町の総合計画を出すと言いながら出さないで、建設計画を審議しろなんていうことを言って、私は公務員としてどういうつもりなのか、その辺について聞きます。

それから、二つ目です。先ほどありましたように、公共施設の適正配置と整備というのが第5章でございます。第4章、第5章とも一緒に審議するというのは、会長の采配によるものだと思いますが、第4章についてやり、第5章についてやるというなら話はわかるのです。ところが、第5章もついでにやるという感じで、実際に、先ほど鈴木委員がおっしゃったように、全く意味がわかりません。私はこの後、財政計画のところにもありますが、別途協議というのが書いてありますので、多分これは別途協議か、もしくはきょう参考資料みたいなものが出されるのかと思ったのです。ところが、全くこんな文章で公共施設の適正配置と言えますか。整備と言えますか。新市になったら何が必要で、最も住民が関心を持つところであると。これをこんなにごまかしの文章でこの建設計画を通そうというのは、私はやはり納得がいきません。この点について、一体これで市民の人は納得すると考えているのかどうか、この点について伺います。

それから、もう一つです。新市における埼玉県の実業の推進というのがありますが、これについては、先ほども質問がありましたように、東西の交通網をどうしていくかということが市民の大きな関心事でございます。ところが、これで見ますと、県道さいたま・上福岡・所沢線の優先度の高い区間における歩道の整備や交差点改良、それから県道東大久保・大井線の優先度の高い区間における道路整備、こういうことで東西軸がなると考えているのですか。

その三つについて、まず伺いたいと思います。

会長（議長） 質問者に申し上げます。議題以外のことはご質問としては受けませんので、よろしく願いいたします。  
事務局、どうぞ。

事務局 それでは、順序が変わりますがすみません、県事業の方から説明させていただきますと、県事業につきましては、1市1町から15項目ほど県に要望を出しました。その回答がおおむね今回ご提示させていただいたこの内容になってくるのですが、その中で、県道さいたま・上

福岡・所沢線、優先度の高い区間と、ここで表示してございますが、実際にはやはり県の方も予算的なものがございまして、新規事業というのはかなり難しい面があるようでして、具体的に申しますと、上福岡の踏切を挟んだ東西ですか、このあたりが中心的にというようなことでありました。それと、県道東大久保・大井線ですが、これは大井町の亀久保小学校の交差点からが起点になっていますが、実際には上福岡市で実際施行しています区画整理事業にあわせた区間ということが主なようでございます。

それと、公共施設の配置についてなのですが、これにつきましてはどこの施設を廃止してどこと統合するだとか、そういった方針まで打ち出しをしている合併協議会もありません。どこの合併協議会の公共施設の適正配置とか整備につきましても、おおむねこういった形で、これから検討して適正な地域間のバランスをとって配備しますというような文言になっておりまして、どこの団体でもこういった表現になっております。

それと、その後の第6章のところ、別途協議というような記載の方法をとらせていただいたのですが、別途といいますのは、その次のページからが協議事項2番としまして財政計画の作成という部分入っていきますので、これがその別途の部分でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 会長の方から、関係ないというようなお話でしたが、関係なくはありません。新しい、1市1町で合併してやるのかどうかということで論議をしているのですから、きちんとした資料を出すと約束しながら、この場になって出さないというのは本当におかしいことだと思います。私は、公務員として、きちんと公平な立場でやっていただきたいことをまず最初に要望いたします。返答は結構です。返答しないということですから、それも大変恥ずかしいことだというふうに思います。

先ほどから、計画はこのようなものだということによって事務局が答弁していますが、私、大変気になることがあるのです。それは、具体的なものは新市の事業を拘束することになる、そんなばかな話がありますか。新市建設計画というのは、市民の人にお約束をして、1市1町が論議をした末、こういうまちをつくろうということで発表して、これについて皆様のご理解を得るのではないですか。拘束するのは当たり前でしょう。拘束しないなんていう計画を立ててどうするのですか。拘束しないのですか、この計画というのは。絵にかいたぼ

たもち。これは絵にかいたぼたもちだから拘束しない。これは食べられないのだよということなのではないでしょうか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 言葉が足りなくて申しわけありません。拘束といいますか、幅を持たせるという意味にとらえていただきたいと思いますのですが、それにつきまして、ここで新市建設計画、文言としてその事業、委員さんから出されました事業すべてについて文言として読めるような形で表示作成したつもりでございます。何にしましても、新市になりまして、今日ご提案しておりますが、議員さん在任される部分でございますので、その議会の中でそうしたものをチェックしていただいて、新市となつての事業をきちんとそこで決めていただいて、議会の議決をとって予算も含めて進めていただくのがベストなのかと、そのように考えております。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 新市の施策で五つに分かれていますよね。この五つに分かれています中でさまざまなことが言われています。こういうことについて、これから議員が残るから、そこでやればいいではないかというようなご回答ですが、議員が残るかどうかなんかわからないですよ、これから審議するのですから。財政的に大変だというのなら、直ちに議員なんかは辞職するのは当たり前ではないですか。それを議員が残るから、皆さん知っているのだからこれから審議すればいいなんていうのは、それは事務局の甘えです。議員が残るといふことは決まっているのですか、この点について伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 事務局としましては、ご提案させていただいている状態ですので、それは決まっているのか、決まっていないのか、それはこの後ご協議をいただくということでございます。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございます。

ただいま委員の皆さんからいろいろとご意見いただきましたが、先ほども事務局の方から説明がございましたように、38ページにあります埼玉県事業の内容につきましては、現在埼玉県と協議をしている最中であります。そこで、本日いただきましたご意見の内容と、埼玉県事業の内容の調整につきましては、正副会長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、正副会長に一任の件を議題といたします。ご一任をいただいてもよろしいという方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） ありがとうございます。  
挙手多数であります。そのように決定させていただきます。  
それでは、ご異議ないと認め、協議事項1の新市建設計画、第4章、第5章についてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） それでは、協議事項1の新市建設計画第4章、第5章につきましては原案のとおり決定させていただきます。  
次に、協議事項2の財政計画について協議します。  
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 財政計画につきましては、第6章ということで、本日お配りさせていただいた資料がございますので、こちらをもとにご説明をさせていただきます。

まず、財政計画前提条件といたしましては、新市としての歳入歳出の各項目ごとに、基本的には過去の実績等によりまして、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定しております。また、合併による歳出の削減効果や住民負担の軽減、サービス水準の向上などを反映させて作成してございます。なお、歳入歳出の前提条件ということで、1点ずつご説明をさせていただきますが、基本的にこの歳入歳出とも、ベースは任意協議会でご審議をいただいた内容がベースとなっております。

歳入の主立った項目ということですが、まず地方税ですが、基本としては平成16年度の予算をベースといたしまして、そこに地方税の取

扱いの調整方針による、これは都市計画税になりますが、影響額を見込んでございます。

地方譲与税から利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金、そして地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金ですか、これと依存財源につきましては、なかなか今後予測がつかない面がございますが、平成16年度の当初予算額、あるいは平成16年度の交付基準額をベースに策定させていただいております。

次に、地方交付税ですけれども、これは普通交付税の算定の特例、合併算定替えになりますけれども、これにより算定しておりますが、基本は平成16年度の当初予算をベースにいたしまして、平成17年度は10%の削減、それ以降は毎年2%削減額をベースといたしまして、そこに合併に伴う交付税の上乗せ額及び合併特例債の償還にかかわる算入額を見込んでございます。

続きまして、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入寄附金、繰越金、諸収入等につきましては、過去の実績により算定した結果、平成16年度の当初予算額で一定としてございます。

続きまして、国県支出金、国庫支出金と県の支出金ですが、平成16年度の当初予算額から普通建設事業の実施に伴います充分を差し引いた額、これをベースといたしまして、平成17年度はそこから5%削減、平成18年度以降は平成17年度の5%削減額で一定としてございます。そこをベースといたしまして、そこに合併特例に伴う補助金ですか、それと新市建設事業の実施に伴う補助金を合算して見込んでございます。

続きまして、繰入金ですが、年度間の財源を調整するための財政調整基金からの繰入金と、新市建設事業を実施するに当たっての繰入金を見込んでございます。

最後に地方債ですが、通常ベース分といたしましては、減税補てん債と臨時財政対策債の平成16年度当初分をベースといたしまして、そこに新市建設事業に係る合併特例債及び地方債を見込んでございます。

続きまして、歳出ですが、人件費としましては、平成16年度の当初予算額をベースといたしまして、合併後に総務関係の職員や退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減額及び合併による特別職の削減部分を見込んでございます。

続きまして、扶助費は、過去の決算額の推移や今後の高齢化、サービスの状況などを考慮いたしまして、平成16年度予算をもとに毎年1%を増額させていただいております。

次の公債費ですが、まず今年度の当初時までに借り入れた部分の償還実額をベースといたしまして、そこに合併特例債の借り入れに伴う償還額及びその他の新市事業の実施に伴う地方債の借り入れに対す

る償還額を見込んでございます。

続く物件費では、過去の実績、今後の経済状況等の見通し等により、当初の5年間につきましては平成16年度額の5%削減、その後は行政改革による3%の減を目標といたしまして、そこに電算の運営費、臨時職員共通事務、これらの削減額を6,000万円分見込んでございます。

続きまして、維持補修費、また繰出金、投資・出資・貸付金、その他は平成16年度の当初予算額と一定としてございます。

次に、補助費ですが、過去の実績等により算定しました結果、過去5年間の状況、また合併効果等を考慮いたしまして、平成16年度の当初予算額を基準に毎年1%の減額を目標としてございます。

最後に、普通建設事業費ですが、ベース分としては、毎年実施している道路等の修繕の工事費として、そこに新市建設事業、これに係る額を見込むこととしております。これらの内容につきましては、現在埼玉県さんの方と協議中ではございまして、固まった形ではございませんが、現在までわかっている部分の内容ということでご協議をお願いしたいと思います。

こちらの次からは表が、歳入、歳出別になってございますが、各項目ごとに通常分とその合併に伴う影響額というのを分けるような形で表記させていただいてございます。

財政計画の説明につきましては以上です。

会長（議長） ただいま協議事項の2の財政計画について、事務局から説明がありました。資料は41ページから45ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員 財政計画ですが、これは今日配られたのですね。それで、余りゆっくり見ていないので、まだよくわからないのですが、わかったことだけ質問します。

まず、歳入について、地方譲与税から地方特例交付金、(2)から(8)、それから(10)、(11)とか、あと(13)、(14)とか、(16)、(17)もそうです。過去の実績等により算定しているということが前提になっているのです。推計するときには過去の実績が一番ベースになるのですけれども、それを使えるときと使えないときがあるのですけれども、この中では使えるようなものもありますけれども、そうでないものもあると思うのです。そういうことからすると、ただ同じ数字を等差級数や等比級数で伸ばしていく、また同じ数字をのつけるということだけで果たしてどうなのかということなのです。

それから、一番難しいのは、三位一体の改革が提起されて国と地方

がせめぎ合っている中で、地方交付税については政府は、財政調整機能は残すけれども、財源保障機能はなくしていくのだという、そういう方針出しております。上福岡市や大井町は、どちらかというところと地方交付税の依存度が少ないから、まだ影響が少ない方だとは言ったとしても、でも影響を受けることは事実であります。そういう点で、この表現では臨時的経費だとか、合併に絡む調整数値は見られているのですけれども、三位一体の改革や国が言っているところの地方分権絡みの交付税の取扱い方についての今後の見通しというものをどういう形でこの中に組み込んでいるのか、いないのかが、この前提条件から読み取ることができません。計画の前提となる数値のとり方がどうなっているかということを示して数字を出すのが一般的だと思うし、またその義務だと思うのですが、注記もないのです。だから、(11)その他のところに、ここはこのようにして算定しているという注記を入れていただければいいと思うのですが、最後のところに小さいのがちょっと書いてあるのですけれども、これはそのことについては入っていないのです。だから、交付税についてはそこどうなのか。

それから、もう一つは、歳入のところ、国庫支出金、県支出金、あと補助金のところ、これも、どちらかというところと国庫負担金や補助金を整理していくのだという方向が大きく出ているわけです。それを、ここ二、三年の推計ならいざ知らず、10年間の推計ということで、こういう形で見込んでいくということについては、ここに書いてある注書きだけでは不十分だと思うのですが、どういう前提でのつけるのかということなのですが、ちょっとそのところは説明が足りないのではないかなと思うのです。

それから、歳出の方では、新市建設事業の分として普通建設事業費を平成17年度に57億5,400万円からずっと来て、それで平成21年から、がたっと減るわけです。25億円とか減っていくわけです。この新市事業分について、具体的な数値が出ているから県と協議もしながら事業選択をされていると思うのですけれども、その辺の具体的なお話はここではできないのでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 それでは、1点目でございますが、地方譲与税、利子割交付金、依存財源の部分が同じ数字ということなのですけれども、基本的に利子割交付金などは、今一番低い状況でございます。あるいは、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金も今低い状況にございまして、過去の実績からすると、もっと額が上がるのですけれども、そこを今の経済状況で見込むのは難しいだろうということで、平成16年度当初というのは、かなり今後も、そこより下がることはなかなかないだろうという

ところの数字を一定額として、歳入を余分に見積もることのないような形で、厳しく見積もらせていただいているというところが1点ございます。

また、地方交付税につきましての額なのですが、三位一体改革の具体的な内容が明確になっていない中で、どこの段階で交付税を減らして、補助金もそうでございますが、どこの段階で補助金を削って、その分は一般財源化ということで譲与税等が入ってくるようになるかと思いますが、そこを細かく積算することは難しいかと思えます。そこで、注記という話があったのですが、これは任意協のときもお話をさせていただいたのですが、埼玉県さんとの協議の中でこの注記をやるのであれば、注記を入れさせていただくということでご回答させていただいてございます。ただ、何も見込まないということもできませんので、三位一体改革、先ほど地方交付税は10%削減、あるいは補助金についても5%削減ということをやらせていただいております。

もう一点、歳出の新市建設事業ということでございますが、これにつきましては、今回の協議資料の中でご判断をいただきたいということとよろしくお願いいたします。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 財政推計をしていく中で、今交付税については概算値で一応押さえたということで、多くは見えていないというご説明ですね。それはわかったのですが、国庫補助金等についてのところについては、これは大幅に整理されて一般財源化させるのだという流れがもう出てきているわけだから、そのところについては、固定値で押さえるというやり方と幅を持って推計をするやり方とあると思うのです。そういう点では、推計の幅を、この数値を出すに当たっては、最大値、最小値、このぐらいの幅で、ここらで見えていこうではないかという説明をしておくことが必要ではないかなと思うのです。でないと、つくったときはいいのですけれども、後で見ると、この推計は一体どうやって出したのだかというのがなかなかわかりにくいと思うし、ましてこれを見る我々や一般の住民は、なおさらよくわからなくなってくると思うのです。確かに資料には、少し表面はあるのですけれども、もっと踏み込んだ形で出された方がいいのではないかなと思うのですが、それは出せないものなのか。

それから、新市建設事業にどの事業が対象として新市事業分の数字を積み上げたかというのは、これはボトムアップしていると思うので、そこは説明をしていただきたいなと思うのです。でないと、さっきのまちづくりのところの話では、それは余り具体的に拘束されるか

らできないのだと、具体的には書けないのだという表現ですね。けれども、財政計画の中ではボトムアップした数字を出されているわけです。そうすると、いわゆる事務当局の方では一定のシミュレーションをしているけれども、住民の方はそれがどうしてこう出てきたかということについて、具体的に把握するすべがない状態です。住民の方は勝手に思い込んでいいものなのかどうなのか、そこら辺は。無理があるのではないかと思うのですが、そこはどうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目の踏み込んだ内容ということでございますが、どちらにしても依存財源の部分につきましては、こちらでこうだろうということで推計することは非常に難しい点がございます。ここの部分は埼玉県さんとも協議した結果として、こういう書きぶりでもいいかどうかというのを現在協議中でございます。おおむねこの内容で進めさせていただいているというところでございますので、これ以上踏み込んだものというのは非常に難しいのかなというのが1点ございます。

2点目ですが、新市建設事業ということで、基本的には先ほどの新市建設計画第4章、新市の事業という事業をベースとさせていただいているということでございます。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 依存財源については推計は難しいので、県と協議中ということは、そういうことだということではわかりましたので、この財政計画については、あくまでも今の制度で推移されるというものはそのまま推移すると。ただ、動いているものについては、これはわからないという、不可知論になってしまうかもわかりませんが、そういう範疇だというふうに理解をさせていただきます。

ただ、新市建設事業については、これは全然納得のいかない話になってしまうのです、これだと。新市建設計画にいろいろと書かれているのだけれども、そこには抽象的なことしか書かれていないわけです。抽象的なことしか書かれていなくて、対象事業としては積み上げた数字が出てきているということだから、そうするとすべての事業について少しずつのつけたのか、特定の事業を選択してつけたのか。10年間というスパンも決まっているわけだから、10年間の財政フレームの中で、ではどれが重点優先なのかとか、合併協議会という制約条件の中では、それが不可能なら不可能というご答弁でもそれはしょうがないと思うのです。不可能だということで我々は判断するよりし

ようがないと思うのです。さっきの答弁でも、新しい市になってから検討しなければわからないのだという答弁もあったわけですから、この新市建設計画の性格づけの上でも、財政計画との整合性は非常に大事な話なのです。そこのところをきちっとお答えしていただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 新市建設計画につきましては、新市になった場合の基本構想あるいは基本計画をつくる上でベースとなるという性質を持ってございます。今回新市の事業で各項目を出ささせていただいておりますが、その積み上げということで財政計画をつくらせていただいておりますが、その年次別の振り分けですとか、優先順位等につきましては、新市になった後の基本計画、あるいは3カ年実施計画等の中でこれは明らかにされていくということになるかと思っております。  
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
山川委員。

山川委員 きょうテーブルの上に置かれていました第6章、財政計画と、前に配られました財政計画とはどういうものなののでしょうか。これに差しかえるということですか。それとも、何なのですか、これは。まず伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 埼玉県さんとかなり今綿密に協議をさせていただいていて、日々若干ずつ内容が変わっておりますので……

〔「聞こえないので、もうちょっとゆっくりしゃべってください」と言う人あり〕

事務局 了解しました。  
これは、差しかえをお願いしたいと思います。埼玉県さんとの協議の中で少しずつ変わってきておりますので、最新のデータということで差しかえをお願いいたします。  
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員　　そうしますと、最初にこのことについて訂正の説明をするのが本当ではないですか。

事務局　　一番最初の段階で、本日はこの資料のほかにこの財政計画については別途資料ということをお願いしますということで、資料についての説明はさせていただいた……

会長（議長）　休憩いたします。

午後3時14分休憩

午後3時25分再開

会長（議長）　それでは、再開します。  
事務局、どうぞ。

事務局　　大変言葉足らず、説明不足で申しわけございませんでしたが、今回第3回会議資料にございます財政計画につきましては、本日お手元に資料としてお配りしたものと差しかえをお願いいたします。

なお、内容につきまして、積算根拠等の内容につきましては修正ございませんので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

会長（議長）　山川委員。

山川委員　　それでは、最初の質問ですので、これは会長の方も心得ておいていただきたいと思います。先ほどの協議のやり方についての意見です。

それでは、まず一つは、利子割交付金など過去の実績等によりというふうに書いてございます。ところが、前のは平成16年度を固定したというふうに書いてあるのです。それは、などという、その過去の実績等というのと、かなり違うと思うのですが、この点について。

二つ目は地方交付税です。地方交付税は今回の政府の案に対する各議会などが意見書を提出しています。地方六団体は平成16年に戻せということで、事実上そのようになるようですけども、実際には平成16年度には大幅に地方交付税というのは減っているのです。そうすると、我々地方公共団体とすると、やはり平成15年度に戻せというのが本当ですし、一步、六団体と同じように足並みをそろえたとしても、平成16年度を根拠にずっとやるべきだというふうに思うわけなのです。そういう点について、この点についてどうなっているのか。影響

額というのが出ておりますので、これはどういうことなのか、伺います。

3番目、特例債は212億2,300万円借りる予定のようですが、これはどのような事業を想定しているのか、伺います。これで間違いはないかですね。

4番目ですが、合併推進債が入っているのかどうかです。公債費の中の償還の中に、また交付税の算定の中に合併推進債は幾ら入り、どのような財政状況になっているのか、影響額になっているのか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目ですが、利子割交付金等につきまして、過去の実績により算定していますということをごさいますて、過去は利子の利率がいいときにはかなり入ってきております。ところが、平成16年度、かなり低い状態になっておりまして、過去の実績というのは、この平成16年度も含めた中で算定する場合につきましては、やはり高いときを設定していくのは非常に危険であると。歳入欠陥になるおそれがありますので、平成16年度の一番低いところに合わせたところで一定とさせていただきます。これは、平成16年度も過去の実績の中の一つだというふうなご理解をお願いいたします。

2番目ですが、交付税につきまして、平成15年度あるいは16年度と一定ということをごさいまするが、交付税制度につきましては、先ほど来、今後の流れというのは非常にわかりづらいという面がございますので、あくまでも現制度が続くということを想定しております。ただ、ここも弱含み、歳入欠陥というのは非常に怖い部分がございますので、まずは段階的に縮減させていただきたいということで、今回は積算をさせていただいております。

また、3番、特例事業、特例債212億円ということで積み上げでなっておりますが、あくまでもこれは先ほどの新市の事業、第4章の事業ですか、事業を念頭に置かせていただいているということで、この資料の中でご協議をお願いいたします。

4番目、合併推進債については、これは合併前に組み込む事業につきましてということになりまして、現在補正予算なりの中で合併推進債をまだ検討しておりませんので、算出には入れておりません。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 わかりました。合併推進債が算出されていないということを確認を

させていただきます。

次に、地方交付税はわかりづらいということもあり、弱含みなので、影響を考えて、こういうふうには削減というか減額をしているということだというふうに説明がありましたけれども、地方公共団体は1市1町、それぞれ大井町、上福岡市だとしても、新しい市だとしても、これは政府のきちんと国民に対して責任を負いなさいというのは当然なことだというふうに思うのです。そういう点について、その姿勢を示すということは必要だと思うのですが、その点については、失敗すると困るから減額をしていくのだというようなことだというふうに思いますので、これは地方自治体としての責任としては、少し姿勢が違うのではないかなというふうに思います。

それから、もう一つ、そうしますと、推進債が入っていないということを確認したことと、それから212億円、4章でやった建設計画ということですが、これは根拠があって、根拠がないというのは、この212億2,300万円までやるというのは、どうしてもわからないのです。ですから、そういう意味で言えば、この212億2,300万円というのは、こういう事業をやった場合にといい、あらかじめの試算はないのですか、全く。これはなぜ212億2,300万円にしたのですかということをお聞きします。

それから、もう一つ、差しかえのことについてなのですが、本来財政計画という大事なものは、この協議会や、もしくは町市の議会で合併に際しての審議の中では重要なものになり、これが決定した時点で、論議をされた時点で県の方にお伺いを立てるといようなことを、ついせんだっての協議会の中で説明を受けました。新市建設計画が協議が終わった段階で県の、それはいつのことなのかがよく覚えていないのですが、県に一応計画を示して、サジェスションを受けて戻ってきたものが戻るのだということ、第1回でしたかしら、伺ったような気がするのです。それなのに、なぜ先に県の方にご相談なさるのですか。この点については本末転倒で、合併について県が強力に指導しているというふうにはしか思えないですね。こういうことでは、地方自治、そして自治権というのは成り立たないと思うのです。この点について、なぜ県の指導が入ったのか、伺います。

この三つです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 交付税につきましては、やはり先ほど来申し上げている、歳入欠陥、依存財源という性質上、こちらでなかなか検討、勝手に数字をつくることできないということで、やはり国、県の方との調整の中でこういう数字をつくらせていただいております。

また、特例事業212億円ということでございますが、これにつきましては、協議会の資料としては、この中でご協議をいただきたいということで、その積み上げというのは、先ほどの第4章の方からの積み上げで計算をさせていただいております。

また、3番目、差しかえということで、県との協議という関係でございますが、任意協議会である程度ベース部分というのは作成してございますので、その段階で、埼玉県さんとは協議をさせていただいております。どちらが先かということになりますと、最終的には新市建設計画、財政計画も含めまして正式な協議というのを埼玉県知事さんに行いまして、回答をいただいたときに初めて新市建設計画というのが有効というか、発効されるということになりますので、現在は事前協議という段階で、こちらの事務を進める一方で事前協議、協議の部分も進めているということでございます。

以上です。

会長（議長） ほかにありますか。  
3回目です。

山川委員 はい。特例債です。特例債は協議会で積み上げたものだと。積み上げて提案をしているというのですか、その積み上げた事業は何なのかということを知っているのです。仮にも全く財政状況がわからないで、これが幾らかかるのかもわからない、あれも幾らかかるのかもわからないけれども、毎年こうやって借りていこうよなんていうことはやらないはずですよ。できないはずですよ。ですから、そういう意味では、何の事業を積み上げたのか、この点についてお答えください。答えられなければ、なぜ答えられないのか、この点について伺います。

それから、事前協議といっても、法定合併協議会やっている最中です。この最中に県の指導を受けて、こういうふうに変えるというのもおかしいではないですか。まず、地方交付税が変わっています。それから、交付税の上乗せですか、これが変わっていると、それから繰入金が変わっています。それから次に、歳出では公債費が変わっていると、それからこれは物件費です。そして、普通建設事業費が変わっているのです。こんなことが変えられるというのは、ちょっと県としても越権ではないかというふうに思いますが、この点について事前協議とはどういうものなのか、法的にどういうものなのか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、特例債事業ですが、これは内部的に積算をさせていただいたものを積み上げたのが212億円ということで、協議会では現在お示

している資料でご協議をお願いしたいということでございます。

2番目、指導ということではございませんで、あくまでも協議ということでございますので、その中で一番大きなポイントというのが、やはり償還の算入、要するに交付税を算入する年度をどこにするかという部分を、借り入れた年度から償還が始まりませんので、その部分を1年ずらさせていただいているというところ、また一つ計算違いがあったというところもありましたので、そこを直させていただいております。指導があったということではなくて、協議をした話し合いの結果として変更させていただいております。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
久保委員。

久保委員 一つお聞きいたします。  
合併特例債は、切っても切り離せない関係だと思っておりますけれども、特例債の中で平成19年度が特別多くなっておりますけれども、何か特に理由があるのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今のお話で平成19年度の特例債ということですが、10年間で212億円ということで、この資料の、内部的には積み上げをしたものの結果が平成19年度で多くなったということになっておりまして、具体的な内容というのは、今こちらでは資料としてはご提供させていただいておりませんので。積み上げた結果、この年度が事業費自体が大きくなっているということでご理解をいただきたいと思っております。  
以上です。

会長（議長） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、本日ご提案いたしました財政計画は、任意協議会で作成した財政計画に新市の事業を振り分けたものであります。また、現在埼玉県との間で県事業の内容などについて協議を進めているところでもあり、流動的な部分も若干あります。そこで、今回ご提案の内容につきましては、現段階での財政計画ということでご確認いただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

会長（議長） ご異議なしと認め、協議事項の2の財政計画についてお諮りしたい  
と思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） それでは、協議事項2の財政計画につきましては、現段階では原案  
のとおり決定させていただきます。  
なお、次回の会議では、埼玉県との協議結果や本日行います合併協  
定項目の協議の結果を含め、次回にご提案したいと思いますので、よ  
ろしくお願いいたします。  
続きまして、合併協定項目2の合併の期日（案）について協議をし  
ます。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会の資料の46ページからになります。協議事項3の  
、協定項目の2番、合併の期日につきましてご説明を申し上げます。  
まず、47ページをごらんいただきますと、調整方針の（案）がござ  
います。合併の期日は、平成17年10月1日とするというものでござ  
います。  
その下の欄に合併特例法の制度概要を掲載してございますが、今の  
合併特例法につきましては、平成17年度3月末までに合併するか、あ  
るいは3月末までに県知事に申請を行い、平成18年3月末までに合併  
した場合につきまして特例法の財政措置が受けられることとなって  
ございます。  
また、次のページ、48ページですけれども、合併の期日を決定する  
に当たっての留意事項といたしまして、合併事例地の過去の状況、設  
定要因を示してございます。全国的にも1日付という合併が大半でござ  
いまして、なおかつ4月、10月、11月で全体の7割が占められて  
ございます。10月1日を提案する理由といたしましては、4月ですと  
人の移動が多く、窓口等が大変混乱すること。また、合併までの期間  
が短く、すり合わせの時間が十分にとれないなどの問題がございま  
す。また、10月の合併ですと、人の動きが少ないために、すり合わせ  
事務が円滑に行われること、また次年度の予算審議というのが3月の  
議会でございまして、予算編成上も新市長の意向等も反映できるとい  
う利点が挙げられてございます。以上のような理由によりまして、合  
併の期日につきましては10月1日ということで提案させていただきました。

協議事項3の 、合併の期日についての説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

会長（議長） ただいま合併協定項目の2の合併の期日（案）について事務局から説明がありました。資料は46ページから49ページまでです。  
ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。  
塚越委員。

塚越委員 今、期日については4月1日とか10月1日ですとか、住民の動きだとか予算編成の関係でという話なのですが、法制度の概要のところで見たり、それから課題問題点で見ると、こう書いてあるのです。市町村の合併の特例に関する法律による各種財政措置の適用を受けるためには平成17年3月末日までに知事に対して廃置分合の申請を行い、平成18年3月末日までに合併することが条件となっているという課題問題点となっています。それで、今の事務局の説明で、そういう時期的な問題を考えて10月だということなのですが、この課題問題点のところには財政特例上の問題としたのは、今の説明ですと、期日設定要因のところへ、1が住民生活への影響で、2が事務処理で、3が合併時の事務、4が新市の予算という順番になっていて、設定要因の中では財政特例の問題が課題問題点としては表記されているけれども、期日設定要因の中には入っていない。主要な部分として入っていないというふうに取り取れるのですけれども、そこはどのような読み方をすればよろしいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 基本的に財政計画も合併特例債を見込んだ計画ということになりますと、この合併の期日につきましても、平成18年3月末までに合併することを前提に合併の期日を検討させていただいているということで、設定要因の以前の段階ということで確認させていただいております。  
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 そうすると、財政特例を受けるということは、設定要因以前の大前提だという意味の今の確認でよろしいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 財政計画もすべてそのようにつくらせていただいております。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 財政計画もすべて大前提に立ってという、財政措置を受けるということが大前提に立っているということをつくったということですから、結局は合併の期日は財政特例を受けるという大前提があって、そして期日の設定要因が存在するというふうに解せられると思います。私どもは今回の合併について、合併特例債という借金をすること、そして交付税が、合併して10年間は維持されて、その後、段階的に減ずるという特例を受けると。交付税の方はこれは減るという話ですから、借金をするというこれが大前提だということがこれから確認されたのではないかなと思うのです。

私は、冒頭から、借金はしょせん借金であって、国が今後交付税でそれを措置していくのだと言ってみても、交付税そのものが減少をしていくという流れになっているわけですから、当てになるような、ならないような話で、当てにすると後でえらい話になってくるのだろうというふうに申し上げたわけですが、結局、今のやりとりで、財政特例を受けるということが大前提であるということが確認されたことで、再度、それによろしいですね。大前提であるということ。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 財政計画も、この合併の期日も、その中でご提案をさせていただいておりますので、ご協議で結果を出していただければと思います。  
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、協定項目の2の合併の期日（案）について、ご意見がないようですので、合併協定項目2の合併の期日（案）についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） それでは、合併協定項目2の合併期日（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、合併協定項目4、新市の事務所の位置（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料50ページからになりますけれども、引き続きまして協定項目4番目、新市の事務所の位置につきましてご説明をさせていただきます。

まず、51ページ、課題問題点をごらんいただきますと、事務所の位置、これは地方自治法上は行政区域の中心に近い場所が望ましいとございます。新市の地理的な中心という観点からは、地図上では上福岡庁舎、大井庁舎も大きな差はございません。ただ、両庁舎にはいろいろ現況で違いがございまして、例えば駐車場の問題、あるいはエレベーターの問題、執務面積の問題等々、施設の差がございまして、それを52ページ以降に表でまとめさせていただきました。これらの現況を考慮いたしまして、調整方針（案）といたしましては、新市の事務所の位置、これは当面は現在の上福岡市役所の位置といたします。ただし、現在の上福岡市及び大井町の庁舎につきましては同格と位置づけ、それぞれ、上福岡庁舎、大井庁舎と呼称いたします。また、管理機能は上福岡庁舎に置くとともに、分野別機能は両庁舎に配置する総合支所方式といたしまして、住民サービスの低下を招かないようにするということとさせていただいております。なお、現在あります上福岡駅西口の出張所は、現行のとおり出張所とさせていただくということになってございます。

なお、参考資料といたしまして、54ページには庁舎方式の種類、また55ページにはこれらの関係を図であらわさせていただいております。同格の総合支所が二つ存在いたしまして、そのうちの上福岡庁舎に本庁舎機能、管理機能が存在するという位置づけとなっております。

これで、協議事項3の、新市の事務所の位置についての説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

会長（議長）

ただいま合併協定4、新市の事務所の位置（案）について事務局から説明がありました。資料は50ページから55ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。  
塚越委員。

塚越委員

大変大事な問題ですが、どなたも手が挙がらないので、発言いたします。

市役所の位置というのは、合併の場合には大変大事な問題ではないかなと思うのです。客観的条件を見ると、上福岡市役所の方が面積が

広いということで、施設的に優位であるということぐらいの違いで、あとの客観的条件の違いは余りないということなのですが、対等合併というときに、市役所の位置をどうするかというのは大変大きな要因を占めていると思います。それで、片方が本庁舎で、片方が事実上、総合支所というのだけれども、分庁舎的な役割になっていくということだと、やっぱり住民から見て、上福岡市が中心になって、大井町が端っこになるというふうに、大井町の住民は解釈するのではないかなと思うのです。これは面積の問題は、単に事務部門について面積を調整すればいいのであって、例えば上福岡市役所の方に、議会の面積は上福岡が広いから議会を使うとすると。市長と総務課と財政部門だとか、そういう管理部門は大井町役場の方を使うだとかというのが、こういうことは検討されたのでしょうか。それとも、一括、面積が広いから全部本庁舎は上福岡に決めたのか。その事務局での検討の経過をご説明いただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 調整方針にございますように、両庁舎とも同格と位置づけまして、総合支所ということで、現在の住民サービスが低下しないような事務は行うということを前提の上で、それでは本庁機能というのは何かということで、これは管理機能ということで、この部門です。例えば秘書であるとか、議会事務局、あるいは総務部門、この部門の事務をやるスペースをどちらに置くかということで検討させていただいた結果、上福岡庁舎ということで、ここで調整方針（案）を出させていただいているところです。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 管理機能をどこに置くかということは、やっぱり行政庁の存在の際、決定的な内容を持つと思うのです。だから、調整方針としては同格と位置づけるけれども、呼び方も、上福岡庁舎、大井庁舎と呼ぶのです。だけれども、事務所の位置としては上福岡市役所が新市役所に、これだとなるわけですね。議会機能と執行部機能を分離するということは検討されなかったのかどうなのか。管理機能だけでしたら、これは管理機能は合併して、うんと縮小するのでしょうか、今までに検討している方針からいくと。そういう点では、そんなに面積とらないと思うので、例えば市長ほかの管理スタッフは大井町役場に置いて、議会は上福岡の方を使って、それぞれあと事務部門を配置するというやり方もできるのではないかなというふうに思うのですけれども、そこはどう

でしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 分散するような機能の検討はしておりません。  
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 分散することは検討していないで、一気に全部まとめて上福岡という、管理部門も上福岡というふうに検討したと。検討過程の中で、上福岡以外に管理部門を置くということは検討もしなかったということですね。わかりました。

それで、このところをもうちょっと詳しく説明してほしいと思うのですが、総合支所方式で、大井庁舎、上福岡庁舎に福祉・厚生部門をそれぞれ置く。文教・経済部門もそれぞれ置く。市民・環境部門もそれぞれ置く。都市・建設部門もそれぞれ置くということだと、大井庁舎の方にも上福岡の庁舎の方にもそれぞれ部長さんがいらっしゃるというふうに解せられるのですが、管理機能をうんと合理化して縮小するという方針の中ではどういうふうにやるのですか。どちらの方に主たる決裁権者がいるのか、いないのか、その辺ももうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 組織機構ともかかわりますが、その機能を置くということであって、人を置くということは今後の検討になろうかと思えます。ただ、部長が2人、どちらにもいるという形ではなくて、どちらかに分散するなり、どういう配置になるかは今後の検討となりますが、そのような、行政改革効果がなくなるような置き方ではないという形で検討させていただくことになろうかと思えます。  
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
山川委員。

山川委員 ちょっとわからないのですけれども、伺いたいのですが、これは合併して永遠にこういうふうにやるということでもいいのですか。期限があるのでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 調整方針（案）にも、当面と書かせていただいております。ですから、期限は、ここでは明確にはさせていただいておりませんが、当面の間はということで調整方針とさせていただいております。  
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 当面の間というのはどの程度を考えているのか、教えてもらいたいです。というのは、これはやはり市民の利便という点では大変重要な問題ですから、どういうふうを考えてこういうことにしたのか、ちょっとわからないです。それで、出張所はそのままにするけれども、上福岡市役所庁舎と大井町役場の庁舎はそのまま総合支所方式とするというふうになっていて、出張所はそのままということなのですけれども、これについても、なぜこういうふうになったのか。そうすると、出張所は、もちろん新しい市ですから、かなり大変な事務量になるのではないかなというふうに思うのですが、これは上福岡市が今西口再開発のビルの中に出張所を建てようとしていますけれども、この出張所を指しているのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現在の調整方針（案）の出張所というのは、駅の敷地の中というのですか、あちらの出張所を指しておりまして、そこは出張所機能を持たせるということで、その内容につきましても、どこの段階というのは今後検討していくこととなるかと思えます。

また、当面の間というのは、基本的には次の方針が出るまでの間ということになるかと思えます。54ページでもお示ししてございますが、本来ですと本庁舎方式という形が一番理想的であろうかと思えますが、現在財政計画の中でも新市の事業の中でも、本庁舎というのは検討ができるような状況ではございませんでしたので、ここでは当面の間ということで調整方針（案）をつくらせていただいております。  
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そうすると、いつこういう方式が変わるか、わからないわけですね。新しい市ができて、直ちにどちらかになるということもあり得るということになるのですが、全く保障がないというふうに考えていいです

ね。次の方針がいつ出るかはわからないということですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今回の段階では、それはわかりません。

会長（議長） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、合併協定項目4、新市の事務所の位置（案）についてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。  
それでは、合併協定項目4、新市の事務所の位置（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。  
次に、合併協定項目5、議会議員の定数及び任期の取扱い（案）について協議します。  
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 資料の56ページからになりますが、引き続きまして協定項目の5番目、議員の定数及び任期の取扱いについてご説明をさせていただきます。

57ページ、調整方針（案）、また課題問題点がございしますが、合併した場合の原則としては、市長、町長初め特別職や議会の議員さんはみんなすべて失職することとなっておりますが、合併時の行政執行の継続性、また新市建設計画の適正な履行の確保の観点から、市町村の合併の特例に関する法律で特例が定められてございます。

60ページ以降には特例の内容を掲載しておりますが、一つは、最初の設置選挙の折に定数を2倍までふやすことができる定数特例、もう一つが、合併後2年間以内の間、関係市町村の議員が引き続き在任するという在任特例でございます。これらを1市1町に当てはめた状況を、参考資料ということで、これは62ページに掲載させていただいております。

これらを含めまして、調整方針（案）といたしましては、戻っていただいて57ページですが、合併直後の行政の継続性の確保、また新市建設計画、これが適正に基本構想、基本計画等に反映させるための平

成18年度及び19年度の予算審議、これらを考慮いたしまして、合併特例法の趣旨にのっとり、合併特例法第7条第1項第1号の規定を適用いたしまして、平成19年4月30日まで引き続き新市の議員として在任することとさせていただいております。

これで、協定項目の5番目、議員の定数及び任期の取扱いについての説明を終了します。よろしくお願いいたします。

会長（議長） 　　ただいま合併協定項目5、議会議員の定数及び任期の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は56ページから62ページまででございます。

　　ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。  
　　塚越委員。

塚越委員 　　質問、意見というよりも、最初に手を挙げたときに会長が無視して指してくれなかったのが、今言うのですけれども、第1回の法定協の協議事項3のときに、在任特例等については第4回会議1月という計画でここで確認、賛成多数で確認されているのです。それで、きょうはまだ12月ですから、ここでは基本的な協定項目と新市建設事業の協議ということだけであって、こういう内容では日程をとっていなかったというふうに確認事項なっているのです。そのところは、きょうこういう形で協議事項に加えるということは、正副会長の独自の判断でやられたというふうに解してよろしいのか。少なくとも議会の取扱いについて、議会としても公式にご相談をいただいておりますし、ということは、議会には相談しないで勝手に提案するというふうに考えているのでしょうか。

会長（議長） 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　1点、事業計画との関係でございますが、これにつきましてはあくまでも協議の状況によって変更する、若干の修正が出るということで事業計画はご了解をいただいたと考えてございます。ここで協議が調った段階で、それは1件1件提案をさせていただくというふうなことでやらせていただいております。

　　以上です。

会長（議長） 　　塚越委員。

塚越委員 　　細かい項目なら、そういうことでもよろしいかなと思うのですけれども、例えば新市建設計画の部分をこっちへ持ってきたとか、財政計画の一部をこっちへ持ってくるとか、そういうのならよろしいと思う

のですが、やっぱり執行機関と議会との関係という中で、法定協議会といえども、議会の方に何も話もなしに突然第4回の予定を第3回に繰り上げる。提案の内容も全く私どもご相談も受けていませんし、相談受けないうちに提案はいつの間にか在任特例適用するという決定をされているのです。正副会長はそういう権限あるというふうに認識しているのですね。それは会長から。

会長（議長） 私の方からですか。この問題につきましては、一つの協議事項の1項に入っています。ただ、その中で、今日皆さんにもちょっとお諮りしてもいいと思っておりますが、実質的にはこれは、質問者の言っている議会の権限も含まれます。そこで、一つの案と申しましてはあれなのですが、会長としては、この事務の要するに円滑な運営をしていく上で、もしご意見等、皆さんのご賛同があれば、おのこの議会において、私の方で議長さんの方へこのことについてご提案申し上げて、議会の承諾を得て、改めて日程の調整に入ってもいいというふうに思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

塚越委員。

塚越委員 提案しておいていかがでしょうかというのも、どうかなと思ったのだけれども、やっぱり執行機関と議決機関という、そういう建前を地方自治法上ではとっていますので、法定協議会での提案といえども、やはり公式に執行機関の長から議会に対して、こういう提案をしようと思うのだけれども、どうだろうかとか、議会の意向はどうだとか、それはやっぱり筋ではないかなと思うのです。一方的に提案しておいてから、どうでしょうかというのは、やっぱりあべこべではないかなと思うのですけれども、どんなものですか。

会長（議長） あべこべだとは思っていないのです。協議事項の中に入っているのです、この問題は。ですから、一たんそういうふうな提案をして、ご意見があるとすれば、おのこの議長さんの方のご回答をいただくよう、私の方からお願いをして、その内容についてのお答えをいただいてから、改めて調整をしたらいかがですかと、こういうお話を申し上げているのです。

もちろん意見がなければ、そのまま本日の協議事項になりますよ、それは。意見がなければそうなります。

溝口委員。

溝口委員 今のお話を聞いておりますと、4号委員の市民といたしましては、とても納得のいかない部分がありまして、議員さんの皆さんにおかれましては、議会等でもまれてきたものがこの協議会に提出されるとい

うのは、一般市民としては、とても納得のいかないことかなというふうに思います。そこら辺、よく考えていただいて、今後対応していただければなというふうに思います。

以上です。

会長（議長） 山口委員。

山口委員 　　そもそも3号の委員から、これは期限を決めて、それでその考え方をもって選挙に立候補されている。それは、今度のこの特例でいってもらおうということは、そのままそれでいいのではないかと思います。

会長（議長） 　ほかにありますか。  
山川委員。

山川委員 　　市民の方から見ると、この協議会の中でやっているから、そこで決めていいのだというようなお考えが出てくるのは、ちょっと自治法その他を知らなければ仕方のないことだと思うのです。しかし……

〔「法律違反みたいなことを言うのは失礼ですよ。」と言う人あり〕

山川委員 　　ちょっと待ってください。私、発言しているのです。

〔「それは失礼ですよ、それは全然自治法に関係ないではないですか。これは法的に根拠持ったことやっているわけではないですか」と言う人あり〕

会長（議長） 　ちょっと待ってください。  
休憩いたします。

午後4時09分休憩

午後4時16分再開

会長（議長） 　それでは、再開いたします。  
　　今4号委員さん等のご意見がありますので、一応事務局の方でご提案を申し上げました合併協定項目の在任特例、これを要するに認めるというような形でございます。その中で、一応私の方では、提案した以上、賛否をとりたいというふうに思っております。よろしいですね。

会長（議長） 　まず、定数、任期の取扱いについて、事務局から説明のありました  
在任特例、これを要するに生かすということに賛成の諸君の挙手をお

願いいたします。

会長（議長）　　まず、事務局が提案いたしました在任特例を活用するという件につきまして賛成の諸君は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長）　　ありがとうございます。

あわせて、先ほど会長提案で各議会の議長さんにお諮りをしてという一つの方法、この方法に賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

議長に、会長としてこの法定協としておのこの議会にお諮りをして、それで決めるということと、もう一つは、この提案しました議会のこの提案に賛成の方と、両方挙手をとって、それでその挙手の多い方を取り扱いますよ、こういうことを申し上げているのです。よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

会長（議長）　　休憩いたします。

午後 4 時 19 分休憩

午後 4 時 25 分再開

会長（議長）　　それでは、再開をいたします。

先ほど、会長案でご提案を申しあげました両方の議長さんへの確認ということは、撤回をさせていただきます。

それとあわせて、以前この事務局案を提案しました。決をとりました。これも一応一端白紙に戻していただきまして、改めてこの場で皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

合併協定項目の 5、議会議員の定数及び任期の取扱い（案）につきましてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長）　　挙手多数であります。

それでは、合併協定項目 5、議会議員の定数及び任期の取扱い（案）

につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目 6、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(案)について協議します。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議会資料63ページからになりますが、引き続きまして協定項目の6番、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてご説明をさせていただきます。

64ページに調整方針(案)と課題問題点、現況を掲載してございますが、農業委員には選挙による委員と選任による委員がおりまして、この協定項目は選挙による委員の取扱いを定めるものでございます。現況にございますように、農業委員会委員の任期は平成17年7月19日までとなっております、そのときに選挙による委員が選挙によって選出されます。また、課題にございますように、選挙を行う場合には農地法の関係事務、転用の手続ですとか、これらが滞ることが予想されます。これらの状況から、調整方針(案)といたしましては、農業委員会については、現在両市町にございますが、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用しまして、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するというところでございます。

これで、協定項目の6番、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終了します。よろしく申し上げます。

会長(議長)

ただいま合併協定項目6、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(案)について、事務局から説明がありました。資料は63ページから65ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

西村委員。

西村委員

そうしますと、選任委員の扱いはどことなくあいになるのでしょうか。

会長(議長)

事務局、どうぞ。

事務局

この選任委員につきましては議会の同意等必要になりますので、まず選挙の委員による委員というのは在任をいたしますと、合併時には既に農業委員会が存在する形になりますので、その後の議会等でその選任委員を選出するような形になります。新市の長によって選任行為となりますので。

会長（議長） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、合併協定項目 6、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目 6、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目 14、組織及び機構の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 協議会資料の 66 ページからになりますが、引き続きまして協定項目の 14 番、組織・機構の取扱いについてご説明をさせていただきます。

68 ページに現在の上福岡市及び大井町の現状の組織体系を掲載してございます。市と町ということで、組織の形態には違いがございます。また、先ほどご審議いただきましたが、新市の事務所の位置に関連いたしまして、両庁舎を総合支所と位置づけ、現在の機能を配置し、住民サービスの低下を招かないようにしてございます。

そこで、67 ページに調整方針（案）をまとめておりますが、新市の組織・機構につきましては、住民サービスが低下しないよう十分に配慮することを前提に、次のまず 1 番、住民の声を適正に反映することができる。2 番、住民が親しみやすく、利用しやすい。3 番、指揮命令系統がわかりやすい。4 番、責任の所在が明確である。5 番、新市建設計画を円滑に遂行できる。6 番、簡素で効率的。7 番、行政課題に即応できる。また、8 番、地方分権に柔軟に対応できる。9 番、緊急時に即応できる。以上のような方針に基づきまして、合併時までには整備するものといたします。

これで、協定項目の 14 番、組織・機構の取扱いについての説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

会長（議長） ただいま合併協定項目 14、組織及び機構の取扱い（案）について、事務局から説明がございました。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。66ページから68ページでございます。

ございますか。

塚越委員。

塚越委員

これは、職員の取扱いのときにも若干申し上げたのですが、現在の上福岡市と大井町では人口規模も似ているのですけれども、この組織を見る限りでは、上福岡市は非常に細分化されている。大井町の方が割と簡素な組織になっているという、こういう大きな違いがあるのです。この調整方針ですと、6のところに簡素で効率的な組織・機構と、こう書いてあるのです。だけれども、行政課題に即応できるとか、いろいろ書いてあるのだけれども、やっぱりわからなければ調整方針にならないと思うのです。これだけ極端に違う組織・機構をどう調整していくのか。それで、それぞれ大井庁舎、上福岡庁舎にそれぞれの部門ごとの組織を配置するといったときに、調整されて配置しないと、大井町で一つの課が上福岡市だと三つかそこらになっているのは、意外とこれありますよね。それをどう調整するかというのは、この方針からは読み取れないのですが、この読み取り方についてちょっとご教示をいただきたいと思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

これは、あくまでも合併時までには行政内部で検討させていただいて、これらの簡素な形、あるいは緊急時に即応できるような形を今後調整させていただくための調整方針ということで書かせていただいております。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員

そうすると、簡素ということがあるので、少なくとも課や係はふえたりするのではなくて、むしろ課や係の数は減るといふうにこれを解釈してよろしいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局

この調整方針の中の番号にもございますが、簡素という部分と、また行政課題に即応できる、また緊急時に即応できる、地方分権に柔軟に対応できる、そのような組織のあり方を今後十分に検討させていただいて、決定させていただくこととなります。

以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 ということは、この方針からは、私が見てもさっぱりイメージが出てこないということだから、この調整方針というのは実際事務屋さんの方でやってみなければわからないというふうに我々は考えざるを得ないのですが、結局そういうことですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 調整方針といたしましては、あくまでも合併時までには十分検討させていただいて、整備をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

会長（議長） ほかにございますか。  
高野委員。

高野委員 ただいま塚越委員さんから、イメージがわからないとかそういうお話を、簡素化で云々という話がありましたけれども、私はこの1市1町の事務を担当している方は信頼しています。ただ、ばらっと見て言葉じりをつかまえて物を言うなんて、私は失礼だというふうに思うのです。事務担当の方がきちっとやるって言っているのだから、ちゃんと。それで、項目に上がっているとおりなのですから、それはきちっとできると確信しています。そういうことでよろしく願います。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、合併協定項目14、組織及び機構の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。  
それでは、合併協定項目14、組織及び機構の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。  
次に、合併協定項目16の 、上下水道事業の取扱い（案）について

協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局

協議会資料69ページからになりますが、引き続きまして協定項目16の 、上下水道事業の取扱いについてのご説明ということですが、70ページに調整方針(案)を掲載してございます。任意の協議会の折に調整させていただいた調整方針となりますが、1番としては、水道料金は上福岡市の例をもとに調整します。2としては、水道利用加入金は、大井町の例をもとに調整します。3として、下水道使用料は上福岡市の例をもとに調整します。4として、受益者負担金は、合併後当分の間現行のとおりとして、新たに下水道整備区域を拡大する場合には統一を図るという内容でございます。

71ページには現在の料金体系、72ページまでが体系となっておりまして、73ページ、こちらでは具体的に一般家庭の水道料金と下水道料金がどのように変わってくるのかという現況の比較を掲載してございます。基本的には負担は低くなるような調整方針とさせていただいてございます。

これで、協定項目16の 番、上下水道事業の取扱いについての説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

会長(議長)

ただいま合併協定項目16の 、上下水道事業の取扱い(案)について、事務局から説明がありました。資料は69ページから74ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

山川委員。

山川委員

これは73ページです。参考資料にあります。口径13ミリと20ミリというふうに分かれております。上福岡市で13ミリと20ミリは世帯でどのくらいなのか。それから、大井町の家事用というのは口径が書かれてありませんので、これについて13ミリ、20ミリはどの程度なのか、伺わせていただきます。といいますのは、大体20ミリが今はほとんどなわけです。そうしますと、先ほど言われた、サービスは高い方に、負担は低い方というの少し違うかなというふうに思いますので、それぞれ20ミリの方が多いいと思います。この点についてどの程度なのか、伺わせていただきたいと思います。

会長(議長)

事務局、どうぞ。

事務局

現在13ミリと20ミリの資料は持ち合わせてございません。また、大井町の家事用というのは、口径に限らず、家事用は家事用というカ

ウントで計算をしております。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そうすると、上福岡市の例によるとなると今後は13ミリと20ミリと別々になるわけですね、料金が。だから、そのことがわからなければ、高い方にとか、低い方にとかということは言えないのではないですか。この点について調べていただきたいと思うのですが。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 調整方針（案）を見ていただいておわかりのとおり、上福岡市の例をもとに調整するというございますので、上福岡市の例にまるきり合わせるのではなくて、負担がふえないような形で、上福岡市さんの例をもとに調整をするということをご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 例をもとにということになると、そのもとはどうなのかということが、やっぱりここできちんと示されないといけないと思うのです。何でも、何だかわからないけれども、合併してみなければわからないというようなことでは本当に困ると思うのです。先ほどの在任特例の話でも、ちっともこちらに説明もなく、第4回のを第3回に持ってくる。そして、その質疑もさせないと。こんなようなやり方はないですよ。ですから、きちんと、もとによるというのはどういうことなのか。サービスは高い方に、負担は低い方にきちんと合わせるということがいいですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この口径あるいは従量料金という上福岡市さんのやり方をもとに、今後合併時までには行政内部で調整をさせていただくということになります。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ただいま合併協定項目16の 、上下水道事業の取扱い（案）について事務局から説明がありました。  
この案につきましてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。  
それでは、合併協定項目16の 、上下水道事業の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。  
次に、合併協定項目22の国民健康保険事業の取扱い（案）について協議します。  
事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の75ページからになります。引き続きまして、協定項目の22、国民健康保険事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

76ページに調整方針（案）がございますが、国民健康保険事業については、一つとして賦課方式、税率、限度額等につきましては、新市において統一を図ることとして、それまでの間は現行のとおりといたします。2として、納期については、合併時まで調整をします。3として、高額療養費資金貸し付けについては、上福岡市の例によりまして調整します。4として、人間ドック補助、保養施設利用補助については、大井町の例をもとに調整します。5として、国民健康保険運営協議会につきましては、新市において新たに設置しますということで、任意協議会の調整方針同様、示させていただきます。

また、参考までに78、79ページには、国民健康保険に係る関係法令を掲載してございますので、後ほどごらんください。

これで、協定項目の22、国民健康保険事業の取扱いについての説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

会長（議長） ただいま合併協定項目22の国民健康保険事業の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は75ページから79ページまでです。  
ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。  
塚越委員。

塚越委員 調整方針（案）について、賦課方式、税率、限度額については、新

市において統一を図るとなっているのです。新市にならなければわかりません。ただし、それまでの間は現行なのだと。それは当たり前ですね。それで、これでいきますと、賦課方式や税率が決まらないうと、住民の負担がどうなるかということは皆目見当がつかないのですが、これは当初全体の中で概括的に話があったように、負担は低い方ということですから、住民の負担は下がるということをおこの場で確認してよろしいのでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 現行のとおり、新市において統一を図るというのは、それまでの間は不均一課税をさせていただいて、新市におきまして適正な額を積算するということになるかと思ひます。  
以上です。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 適正な額というのは、負担は低い方というふうにお解せられるのか。どうでしょうか。

事務局 それは新市において検討する形でございます。

会長（議長） 塚越委員。

塚越委員 よくわかりました。低い方というお答えがなくて、新市において検討するということでおわかりました。

会長（議長） ほかにございますか。  
山川委員。

山川委員 78ページの合併特例法の中の地方税に関する特例というのがあって、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるというふうになっているのですが、これについては論議はされたのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 今回の調整方針（案）は、こちらの合併特例法の条項を適用いたしまして、新市において統一が図られるまでの間は不均一課税をさせていただくということでの調整方針案でございます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 そうすると、5年度に限りというふうになっています。何年ぐらいを考えているのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 それは新市において検討される内容でございます。

会長（議長） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、合併協定項目22の国民健康保険事業の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。  
原案に賛成とお考えの方、挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目22の国民健康保険事業の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目23、介護保険事業の取扱い（案）について協議します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料80ページからになります。引き続きまして、協定項目23番、介護保険事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

81ページに調整方針（案）といたしまして、介護保険事業につきましては、1として、賦課方式については現行のとおり保険料。2として、1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定年度にあわせて統一を図ります。3として、低所得者軽減制度は実施する方向で合併時まで調整をします。4として、納期は現行のとおり8期。5として、介護認定審査会については新たに設置をいたします。6として、在宅サービス、施設サービスは現行のとおりといたします。7として、サービス利用料は、現行のとおり1割負担といたします。8として、利用料負担軽減については、合併時まで調整をします。以

上のような調整方針となっております。

なお、81ページから83ページまでには現況を、また84ページと85ページには関係法令として合併特例法また介護保険法を掲載しておりますので、参考までにごらんください。

これで、協定項目の23番、介護保険事業の取扱いについての説明を終了します。

会長（議長） 　　ただいま合併協定項目23、介護保険事業の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は80ページから85ページまでです。

ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

塚越委員。

塚越委員 　　介護保険についてですが、課題問題点の中に、保険料の基準額に違いがあるため調整が必要と、こうなっています。それで、一番左の欄ですが、第1段階から第6段階まであって、これは上福岡市に合うようには書いてあるのだけれども、大井町の方は5段階方式なので6段階がないと。5段階のときは200万以上800万ということで、大井町の現行について800万以上がないような表記になっておりますけれども、この辺を説明してください。

会長（議長） 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　800万以上は200万以上に含まれるということで、表のつくり方に限界がございましたので、よろしくをお願いいたします。

会長（議長） 　　塚越委員。

塚越委員 　　そうすると、大井町の5段階はこの表の読み方が難しいというので、これは後でちゃんと確認する項目なので。これだと、200万以上800万の欄というふうに読めてしまいますので、そこはやはり訂正をしていただきたいなというふうに思います。協定項目ですから正確でないといけないので、よろしく願いします。

それから、調整が必要となるといった場合、6段階方式やっているところが市で結構あるのですが、大井の5段階方式を6段階方式にするという方向での調整というふうに解してよろしいのでしょうか。それとも、そういうことは全く、新市になってみなければわからぬということなのでしょうか。

会長（議長） 　　事務局、どうぞ。

事務局 1点、資料につきましては、大井町の部分というのは第5段階の段階で200万以上ということで、ここに付け加えさせていただきます。これは失礼をいたしました。

また、調整が必要というのは、平成18年度の保険料改定年度にあわせまして、事務方ですり合わせをする中で調整させていただくことになるかと思えます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
山川委員。

山川委員 83ページです。介護保険事業の取扱いということでありますけれども、このサービス利用料及び利用者負担軽減ということで、原則1割負担、利用者負担軽減、該当、大井町の場合2人となっています。平成15年、上福岡市の場合は1,821人となっています。この差というのはどういうことなのか。平成15年度が2人なのですか、大井町は。つまり軽減をほとんどしていないというふうに理解していいですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 原則1割負担は、皆様原則1割負担ということで、利用者負担軽減をやっている方、要するに減額率を適用されている方の部分ですけれども、これは今のところ2人と1,821人、ちょっと人数が違いますので、確認をさせていただきます。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 わかりました。

多分この減額率というのを見ていますと、特別対策対象者というものもありませんし、大井町には。それから、老齢福祉年金受給者もないですよね。そういう意味では、ちょっと表がつくりようが違う、変な言い方ですけれども、作成のあれが違うので、ちょっとこれでは比較にならないなというふうに思うのです。ですから、きちんと調べていただきたいというふうに思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 この内容につきましては、同制度の内容をとっておりませんので、

同じような形には書けませんでしたので、あくまでも現況に沿わせて  
いただいて書かせていただいております。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 では、該当というのは、これは平成15年度でいいですね。これは平  
成15年と書いていないから、大井町だけ。だから、平成15年という  
ふうに理解して、大井町は該当は2人しかなかったと。しかし、上福  
岡市では1,821人に負担軽減がされているというふうに理解してい  
いですね、15年度だと。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 確認をさせていただきます。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、合併協定項目23、介護保険事業の取扱  
い（案）についてお諮りをいたしたいと思えます。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目23、介護保険事業の取扱い（案）につつま  
しては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目25の教育事業の取扱い（案）について協議しま  
す。

教育事業は、学校教育事業の取扱い（案）と社会教育事業の取扱い  
（案）がありますので、一括して協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 まず、協議会資料86ページからになります。協定項目25の 番、  
学校教育事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

まず、87ページ、調整方針（案）を掲載しておりますが、一つとし  
て、通学区については当面現行のとおりとしますが、市町境の区域に  
ついては、弾力的運用に努めます。また、新市において、学校の適正

規模、適正配置とあわせて通学区域の見直しを行います。2として、給食センターは新市に引き継ぐものとしたしまして、学校給食は、会計方法、給食費とも上福岡市の例によるものとしたします。3として、私立幼稚園の就園奨励費、貸付制度等各種制度については、上福岡市の例によることとしたします。以上が調整方針となります。

なお、87、88ページは現況、89ページと90ページに現在の小学校及び中学校の通学区域を示してございます。また、91ページには、関係法令として、学校教育法、学校給食法を掲載しておりますので、参考までにごらんください。

続きまして、92ページからでございますが、社会教育事業の取扱いでございます。まず、93ページに調整方針(案)を掲載しておりますが、一つとして、生涯学習計画は新たに作成をいたします。2として、社会教育施設、社会体育施設は、新市に引き継ぎます。ただし、業務については、当面は現行のとおりとしたします。3として、社会教育事業、社会体育事業については、当面は現行を基本に実施しますが、新市において一体感を醸成する視点から計画を作成してまいります。4として、指定文化財等は新市に引き継ぎます。5として、社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、また文化財審議会及び体育指導委員については、新市において新たに設置をいたします。以上が調整方針(案)となります。

また、93から95ページに現況を、96ページには関係法令を掲載しておりますので、参考までにごらんください。

これで、協定項目の25の、学校教育事業の取扱い、また25の、社会教育事業の取扱いについての説明を終了します。よろしく願いいたします。

会長(議長) ただいま学校教育事業の取扱い(案)と社会教育事業の取扱い(案)について、事務局から説明がありました。資料は86ページから97ページです。

ご意見等ございましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

山川委員。

山川委員

一つは、87ページの調整方針です。これは、通学区については、当面現行のとおりとするが、市町の境の地域については弾力的な運用に努める。また、新市において学校の適正規模、適正配置と、あわせて通学区域の見直しを行うというようなことですが、これは新市においてということで、新しい市になってから学校の統廃合とか、そういうことを意味しているのですか。

それから、もう一つ、93ページですが、5番目の社会教育委員とか

公民館運営審議会委員とかあります。新市において新たに設置するということは、こういう委員はすべて任期を、新市になったら入れかえるというか、今の各市町のこういうご苦労いただいている方たちは引き続きということではなくて、新市において新たに設置するということです。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、通学区の関係ですが、これは通学区の話をさせていただいております。新市において、その学校の適正規模や適正配置とあわせて通学区の見直しを行うということで調整方針とさせていただいております。公共施設については、新市建設計画第5章の折に公共施設の適正配置というので今後検討させていただく内容となります。

また、95ページ、社会教育関係の審議会あるいは社会体育関係の委員さん等というのは、皆さん非常勤特別職ということで、合併の日の前日に失職するという対象となっておりますので、審議会なりこういう委員、審議会、協議会、委員会ですか、これは新市で新たに設置いたしまして、その折にどなたがなられるのか、あるいは定数というのは今後検討されるものとなります。

以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 公共施設の方が全く文章だけで何もわからないような文章だったものですから、そうすると学校の統廃合などは、さっきの公共施設の適正配置と整備の中で統廃合などについて検討されるというふうに確認していいですね。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 施設の統合あるいは設置、あるいは廃止等を含めて検討されるものとなります。  
以上です。

会長（議長） ほかにありますか。  
塚越委員。

塚越委員 学校教育のところで、通学区域の見直しということは行うという、これは具体的に、かなり断定的に書いてあるのです。それで、特に適

正配置や適正規模、特に通学区域になってくると、住民合意の形成が大変大事な問題だと思うのですが、この表現ですと、行うという、かなり断定的な表現になっていますが、住民合意の形成等についてどんな前提でお書きになっているのかということを確認しておきたいと思います。

それから、社会教育関係の審議会等で、例えば社会教育委員が上福岡市は15で大井町が13とか、いろんな委員があって、合計数が合わさりますから、当然大体この委員が半分の数になるということになるのではないかと思うのですが、これは大体半分の数になるというふうに考えていてよろしいのですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 1点目、通学区域の見直しを行うというのは、見直しは行いますが、その期間等、委員さんからお話しございますように、住民の方との合意形成がかなり時間がかかる項目でございますので、それは時間をかけて行うこととなろうかと思えます。

また、2点目の教育委員さん、あるいは審議会等の委員さんにつきましては、これは特別職の職員の身分の取扱いの方でも調整方針を出させていただいておりますが、法に定めのあるものについてはその法に従いまして、法に定めのないものは合併時までには1市1町の長が協議して定める事項となつてございますので、その中で定数等も定められていくものとなります。

以上です。

会長（議長） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、合併協定項目25の教育事業の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。

合併協定項目25の 、学校教育事業の取扱い（案）と合併協定項目25の 、社会教育事業の取扱い（案）について、それぞれ原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目25の 、学校教育事業の取扱い（案）と合併協定項目25の 、社会教育事業の取扱い（案）につきましては、原

案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目26の 、保健事業の取扱い(案)について協議します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の98ページからですが、引き続きまして協定項目26の 番、保健事業の取扱いについてでございます。

99ページに調整方針(案)を掲載しておりますが、1番として、乳幼児医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、現在相違がございますので、現行のとおりといたします。2として、成人保健事業、精神保健事業、母子保健事業及び予防接種については、1市1町おおむね共通してございますので、継続して実施することとします。3として、保健施設は現行のまま新市に引き継ぎまして、新市において整備・運営計画を策定いたします。4として、休日急患診療及び在宅当番医制については、受託団体と調整の上、現行の内容を基本に新市に引き継ぎます。以上が調整方針(案)となります。

なお、99ページから101ページまでには現況、102から104ページには、関係法令として各種法律を掲載してございますので、参考までにごらんください。

これで、協定項目26の 番目、保健事業の取扱いについての説明を終了します。よろしくをお願いいたします。

会長(議長) ただいま合併協定項目26の 、保健事業の取扱い(案)について、事務局から説明がありました。資料は98ページから104ページです。ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。  
山川委員。

山川委員 101ページです。大井町の学校集団予防接種というのは一体何ですか。これは差があるようですが。

会長(議長) 事務局、どうぞ。

事務局 現況ということで、現在やっている、まだ一部やっておりますので、掲載してございます。

〔「何をやっているのか」と言う人あり〕

事務局 通常予防接種については個人ということになっておるのですが、まだ学校で一部集団予防接種を行っているものがあるということでございます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） ないようでございますので、合併協定項目26の 、保健事業の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。

原案に賛成とお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目26の 、保健事業の取扱い（案）につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、合併協定項目27、福祉事業の取扱い（案）について協議します。福祉事業は、障害者福祉事業の取扱い（案）、高齢者福祉事業の取扱い（案）、児童福祉事業の取扱い（案）、保育事業の取扱い（案）、そして生活保護事業の取扱い（案）がありますので、一括して協議いたします。

〔「それは1個1個にしてください。質問がとてもし切れません。これ全部内容が任意協議会のとときと変わっているのです。だから、これは質問しないわけにいかないのだから……」と言う人あり〕

会長（議長） 休憩いたします。

午後5時05分休憩

午後5時11分再開

会長（議長） それでは、再開をいたします。  
鈴木委員。

鈴木委員 私の方で、第1回目の協議会の中で示されました協定項目の整理の中に評価されている協議の調整内容等、現行の内容の違いということで質問をしたいというふうに思いましたけれども、今事務局の方と資料で確認しまして、任意協議会時の調整内容と同文であるということを確認しましたので、とりあえず発言は撤回いたします。

会長（議長） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、合併協定項目27、福祉事業の取扱い（案）について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、協議会資料の105ページから協定項目27の 番、障害者福祉事業の取扱いについてご説明をさせていただきます。

106ページに調整方針（案）を掲載しております。1として障害者福祉計画は、新市において新たに作成をいたします。2として、重度心身障害者医療費の助成、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等については、国等の制度であるため現行のとおりとします。3として、在宅重度心身障害者手当については、合併時まで統一いたします。4として、障害者施設については、現行のまま新市に引き継ぎます。5として、各種障害者支援事業については、現行制度を基本として、合併時まで統一します。6として、障害者の就労支援事業については、新市においても引き続き実施します。

以上が調整方針（案）となりまして、106ページから108ページまでには現況、109ページから111ページには関係法令として、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法を掲載しておりますので、参考までにごらんください。

引き続きまして、112ページからとなりますが、高齢者福祉事業の取扱いについての調整方針（案）となります。113ページにその案を掲載しておりますが、高齢者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとするということで、1として、高齢者保健福祉計画は、新市において新たに策定をいたします。2として、老人保健施設は、現行のまま新市に引き継ぎます。3として、寝たきり老人等手当については、老人介護手当に一本化し、対象は65歳以上で介護度3以上といたしまして、金額は合併時まで調整します。4として、老人支援サービスで共通する事業は、現行のまま継続するものとしまして、差異がある事業は合併時まで統一します。5として、敬老祝金、敬老事業については、合併時まで統一します。6として、老人医療費の助成制度は、両市町で差があるために、調整した上で合併時まで統一します。7として、高齢者居室整備事業は、上福岡市の例によります。8として、生きがいサービス事業については、現行サービスを下回らないように合併時まで調整します。

以上が調整方針（案）となりまして、113ページから115ページまでに現在の状況、そして116ページと117ページ、老人福祉法、老人保健法、これを掲載しておりますので、参考としてごらんください。

引き続き、118ページになりますが、協定項目の27の 番、児

童福祉事業の取扱いになります。まず、119ページに調整方針（案）を掲載しておりますが、内容といたしましては、1として、次世代育成行動計画は、新市において新たに策定します。2として、児童館・児童センター及び障害児デイサービスについては、現行のまま新市に引き継ぎします。3として、児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当については、国・県の制度であるため、現行のとおりとします。4として、児童クラブ・学童保育室については、現行のまま新市に引き継ぎますが、保育料や対象学年、運営等については、新市において調整を図ります。5として、ひとり親家庭就学支度金については、上福岡市の例により調整します。

以上が調整方針となりまして、120ページまでが現況、121から123ページに関係法令を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思っております。

続きまして、協定項目27の 番、124ページからになります。保育事業の取扱いです。まず、125ページ、調整方針（案）を掲載しておりますが、1として、保育形態は、現行のまま新市に引き継ぎます。2として、保育料は、国の保育料基準表を参考に、新市において適正な保育料を算出し統一します。3として、保育料の減免規程は違いがございますので、現行のとおりとします。4として、一時保育及び延長保育は、保育時間や保育料について、新市において通常保育とあわせて調整をします。5として、待機児童については、新市において、保育園や幼稚園との連携等の検討を行いまして改善に努めます。6として、家庭保育室は、当面は現行のとおりとします。以上が調整方針となります。

なお、128ページまでは現況の内容、そして129ページに関係法令ということで、児童福祉法とエンゼルプランを掲載しておりますので、参考としてごらんください。

最後、協定項目27の ですが、130ページから生活保護事業の取扱いについてとなります。

まず、131ページに調整方針（案）を掲載しておりますが、生活保護関連の事業については、1として、給付については法律で、もう定められておりますので、現行のとおりとします。2として、福祉事務所の新規設置と職員の配置について検討をし、調整をいたします。3として、生活保護世帯を対象とする各市町独自の事業は、従来からの経緯、実績を考慮しながら調整をいたします。以上が調整方針となります。

なお、131ページには現況を、132ページには関係法令として、生活保護法と社会福祉法を掲載してございますので、参考としてください。

以上で、各種福祉制度の取扱い、27の から27の までの説明を

終了いたします。よろしくお願いいたします。

会長（議長） 　ただいま障害者福祉事業の取扱い（案）、高齢者福祉事業の取扱い（案）、児童福祉事業の取扱い（案）、保育事業の取扱い（案）、そして生活保護事業の取扱い（案）について、事務局から説明がありました。資料は105ページから132ページです。  
　ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。  
　鈴木委員。

鈴木委員 　まず、多項目にわたりますので、一つ一ついきますが、106ページ、障害者福祉事業の取扱い、在宅重度心身障害者手当については、合併時までに統一するとありますが、上福岡市の例による方がサービスの低下を招かない例だというふうに言えると思います。上福岡市の例によるというふうにできなかった理由は何か。これが1点。

　続きまして、協定項目27の、高齢者福祉事業の取扱い、113ページです。これについては省略します。

　27の、児童福祉事業の取扱い、119ページ、4番、児童クラブ・学童保育室については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、保育料や対象学年、運営等については、新市において速やかに調整を図るとあるが、運営等とは何か。これが2個目です。

　3個目、125ページ、保育事業の取扱い、2番、保育料は国の保育料基準表を参考に、これは第2回協議で示された調整方針では、負担増とならないように統一するという文言だったのですが、適正な保育料を算出し統一するというふうになっていますが、これは負担増とならないように統一するというのが適正ではないかというふうに思いますが、なぜこういうふうにできなかったのか。

　この三つをお願いします。

会長（議長） 　事務局、どうぞ。

事務局 　106ページ、在宅重度心身障害者手当等につきましては、これは2市2町のときの検討項目の中にもなっておりまして、一般的にどちらにするというのが非常に難しいところがございます、3、4級まで範囲を広げるべきなのかどうかという議論が尽くされた形もございます。そういう経緯もございますので、これについては合併時までに十分時間をいただきながら統一をさせていただきたいという調整方針で、今現在どちらに合わせるといえるものでは調整がつかない部分であったということがございます。

　119ページの児童クラブ・学童保育室の運営等というところがございますが、この上の形態が上福岡市、そして大井町では全く違ってお

りまして、その運営の仕方というのは、要するに委託をしているのか、あるいはそういう形ではないのかという、その内容につきましても新市において調整をさせていただくということになっております。

それと、125ページ、保育料ですが、これはあくまでも国の基準表というのは、これは参考にさせていただく中で適正な保育料を算出し統一するというので、基本としては、サービスと負担の関係がございまして、それを踏まえた上での検討ということになるかと思えます。

以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
山川委員。

山川委員 今のお答えなのですが、適正なサービスと負担の関係というのはどういうことでしょうか。といいますのは、今それぞれ示されたものについても、合併時はサービスは高い方に、負担は低い方というふうに言われておりますけれども、それについて例外があるということですか。そのことについてお答えを願いたいと思えます。

それと、113ページですが、高齢者福祉の老人医療費の助成、両市町で大きな差があるため、調整した上で合併時まで統一するというふうになっています。これは、当然サービスは高い方に、負担は低い方ということになりますと、上福岡市の例によるのが当然だと思えますが、この点についてはどうなっているのか、伺います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 調整方針につきましては、原則として、負担は低く、サービスは高くということをお願いしておりますので、もちろん例外もございまして、調整できないものもございまして、この老人医療につきましても、これは十分内部で検討させていただいて、合併時まで調整するというふうになるかと思えますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 原則としてそうするけれども、例外があるということ、例外というのは例えば具体的にはどれとどれとどれですか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 それは今後の細かい事務のすり合わせの中で出てくるものもあるのかなということでございます。  
以上です。

会長（議長） 山川委員。

山川委員 福祉の問題というのは、本当に住民のサービスにとっては大変重要な問題なのです。それを例外を示せないというのは、やはり市民に対して、サービスは高い方に、負担は低い方というようなことは言えないということになるのですけれども、どうでしょうか。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 あくまでも原則としての調整方針ということでご理解をいただきたいと思います。  
以上です。

会長（議長） ほかにございますか。  
西村委員。

西村委員 数字上の間違いかなということで、ちょっとご指摘だけさせていただきます。125ページの乳幼児保育状況ということで、就学前が上福岡市が二千幾つ、大井町が三千幾つ。その下のゼロ歳から2歳までが、両市町とも同じ数字なのです、1,561という。これは、どっちかが間違っているのではないかなと思いますので、あれだったら確認できたときで構いませんので、訂正してもらえればというふうに思います。

会長（議長） 事務局、どうぞ。

事務局 時間をいただきましてご確認をさせていただいて、必要な部分については訂正をさせていただきたい。先ほどの件と一緒にございますが、よろしく願いいたします。

会長（議長） それでは、ご意見がないようですので、合併協定項目27、福祉事業の取扱い（案）についてお諮りしたいと思います。

合併協定項目27の 、障害者福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、高齢者福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、児童福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、保育事業の取扱い（案）、そして合併協定項目27の 、生活保護事業の取扱い（案）のそれぞれについて、原案に賛成とお考えの方、挙手をお願いいたし

ます。

〔挙手多数〕

会長（議長） 挙手多数であります。

それでは、合併協定項目27の 、障害者福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、高齢者福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、児童福祉事業の取扱い（案）、合併協定項目27の 、保育事業の取扱い（案）、そして合併協定項目27の 、生活保護事業の取扱い（案）のそれぞれについて、原案のとおり決定させていただきます。

以上で本日の協議事項は終了いたしました。

引き続きまして、次第の4、その他といたしまして、新市名称候補選定検討委員会の委員についてご報告いたします。

会議資料の139ページをごらんください。前回の会議の場を通じお願いしました新市名称候補選定検討委員会の委員につきましては、各市町からそれぞれ選出いただき、そこにお示しいたしました委員をお願いすることになりました。今後はそこに掲げる日程、内容により会議を開催することになりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の予定の事項はすべて終了しました。

以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきたいと存じます。

議事進行に対するご協力に感謝を申し上げ、議長の職を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局 大変ありがとうございました。長時間にわたりまして、大変お疲れさまでした。

それでは、閉会に当たりまして、ご連絡の方をさせていただきたいと存じます。

次回の会議につきましては、年が明けまして1月12日、水曜日でございますが、午後2時から、このフクトピアで予定しております。先ほどの新市名の検討委員会につきましては、会長の方から申し上げた日程で進めさせていただきますが、本会につきましてはこのような形で予定させていただきます。資料につきましては、年が明けてから配付させていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

お帰りの際は、恐れ入りますが、名札あるいは傍聴券を出口の係にお渡しいただきたいと思います。大変お疲れさまでございました。

午後 5 時 2 8 分閉会